

会 議 録 目 次

平成20年第3回海田町議会6月定例会（第1日目）

平成20年6月4日（水）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第2	会期の決定について……………	4
追加日程第1	緊急質問……………	7
追加日程第2	緊急質問……………	8
追加日程第3	緊急質問……………	9
日程第3	諸 般 の 報 告……………	1 1
	（1）議 会 報 告	
	（2）行 政 報 告	
	（3）報告第1号 平成19年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書	
日程第4	同意第3号 監査委員の選任の同意について……………	1 9
日程第5	同意第4号 山林監守人の選任の同意について……………	2 3
日程第6	承認第1号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正する条例）……………	2 5
日程第7	承認第2号 専決処分をした事件の承認について（平成20年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号））……………	3 6
日程第8	一 般 質 問……………	3 8
	（延 会）……………	9 0

平成20年第3回海田町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成20年6月4日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 6月4日 (水) 9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |              |     |         |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番  | 桑 原 公 治      | 2番  | 久留島 元 生 |
| 3番  | 三 宅 総一郎      | 4番  | 岡 田 良 訓 |
| 5番  | 西 田 祐 三      | 6番  | 渡 辺 善 隆 |
| 7番  | 桑 原 克 之      | 8番  | 多 田 雄 一 |
| 9番  | 西 山 勝 子      | 10番 | 宮 坂 二 郎 |
| 12番 | 崎 本 広 美      | 13番 | 前 田 勝 男 |
| 14番 | 住 吉        充 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 原 田 幸 治      |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |              |     |         |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番  | 桑 原 公 治      | 2番  | 久留島 元 生 |
| 3番  | 三 宅 総一郎      | 4番  | 岡 田 良 訓 |
| 5番  | 西 田 祐 三      | 6番  | 渡 辺 善 隆 |
| 7番  | 桑 原 克 之      | 8番  | 多 田 雄 一 |
| 9番  | 西 山 勝 子      | 10番 | 宮 坂 二 郎 |
| 12番 | 崎 本 広 美      | 13番 | 前 田 勝 男 |
| 14番 | 住 吉        充 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 原 田 幸 治      |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|-----------------|---|-----------|
| 町 | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 企 画 部 | 長 | 永 海 房 雄 |
| 総 務 部 | 長 | 園 山 純 |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 内 田 和 彦 |
| 建 設 部 | 長 | 久 保 伸 一 |
| 会 計 管 理 者 | | 西 本 徹 郎 |
| 総 務 部 次 長 | | 朝 倉 登 司 雄 |
| 企 画 課 | 長 | 大 久 保 裕 通 |
| 財 政 課 | 長 | 臼 井 真 |
| まちづくり推進課 | 長 | 細 川 真 示 |
| 総 務 課 | 長 | 植 野 敏 彦 |
| 生 活 安 全 課 | 長 | 金 子 幹 雄 |
| 住 民 課 | 長 | 飯 田 義 光 |
| 福 祉 課 | 長 | 窪 地 満 |
| 高 齢 福 祉 課 | 長 | 加 藤 一 生 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | | 佐 々 木 正 樹 |
| 都 市 整 備 課 | 長 | 木 原 晴 彦 |
| 建 設 課 | 長 | 畠 山 隆 |
| 教 育 委 員 長 | | 瀧 川 昌 俊 |
| 教 育 | 長 | 正 木 洋 |
| 参 | 事 | 青 木 基 秀 |
| 参 | 事 | 新 浜 憲 治 |
| 保 健 セ ン タ ー 主 幹 | | 湯 木 淳 子 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 飯 森 靖 彦 |
|-------------|---------|

~~~~~○~~~~~

日程第16 庁舎建設特別委員会中間報告

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成20年第3回海田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第16に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、12番、崎本議員、13番、前田議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月6日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月6日までの3日間と決めます。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩をいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 9 時 0 1 分 休憩

午前 9 時 0 2 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から6月6日までの3日間と決しております。

この際、ご報告いたします。河野道昭議員が去る5月11日に急逝されましたことは、ご承知のとおりでございます。今後のご活躍を待つべきものが誠に大なるとき、再びこの議場において相まみえることができないことを深く哀れむものでございます。ご遺族

の方のご臨席を得ておりますので、河野道昭議員のご逝去を悼み、謹んで哀悼の意を表するため、黙禱を捧げたいと思います。ご起立をお願いいたします。黙禱。

(黙禱)

○議長（原田）黙禱を終わります。ご着席ください。

この際、弔意を表するため多田議員から発言を求められておりますので、これを許します。多田議員。

○8番（多田）追悼の言葉。

河野道昭議員におかれましては、療養のかいもむなしく、去る5月11日未明、ご逝去されました。ここに謹んで追悼の言葉を申し上げます。

私どもが尊敬してやまなかったあなたの訃報に接し、病を克服して議場に戻ってこれると信じていた同僚の1人として、誠に痛恨のきわみであります。今ここに座るべくあるじを失った11番議員の席を目の前にし、ありし日のお姿を思い浮かべるとき、感慨無量のものがございます。

あなたは、平成4年の補欠選挙で原田議長や崎本議員とともに当選され、以降、今日に至るまでの16年余り、海田町の発展に貢献してこられました。この間、総務文教委員、福祉厚生委員、そして副議長、議長、さらには旧海田地区消防組合議長の職を歴任され、町民福祉の向上と生活基盤の拡充に大きな役割を果たされました。とりわけ、議長を務められた期間は本町が広島市との合併に大きく揺れた時期でもあり、議会運営も困難をきわめた時代でもありました。そのような状況の中、あなたの独特の風貌と、何とも味のある語り口調は、とかく議論が白熱して熱くなりがちな私たち議員を和ませ、その後の議論がスムーズに進行する円滑剤の役目を果たしていただきました。今となってはそのお声を聞くこともできないと思うと、残念でなりません。

また、本町のIT化や技術革新の推進に傾けてこられたあなたの情熱は並々ならぬものでありました。今でこそパソコンや携帯電話、インターネットやメールは日常生活の中でごくありふれた存在となりましたが、私たちが議員になったばかりのころはまだ発展途上の技術でありました。しかしながら、あなたは今日の情報化社会の到来をまるで予期されていたかのように、情報化・電算化への積極的な取り組みを訴えておられたのが、昨日のことのよう思い起こされます。そして、長年の悲願であった海田市駅のバリアフリー化は、あなたが福祉厚生委員会において議員発議しようと提案されたものでした。本会議での成立により、国土交通省やJR西日本を動かし、今年度から事業

が進み始めたやさきの訃報でありました。完成した姿を見ることもなく、これが最後のお仕事になってしまったことは、悲しみにたえません。

さらに、議員としての活躍のみならず、地域においても自治会長を務められるなど、その豊かな経験のもとに、自治会の皆さんとひざを交え、まちづくりについて話し合い、行政に反映させるなど、地域の発展に貢献された業績の数々は、地域の方々をはじめ広く町民の心に残ることでありましょう。地方自治体を取り巻く環境が大きく変化し、厳しい財政運営を迫られる時代にあつて、今後も重要な判断・決断を求めなければならない場面が多々予想されるだけに、今あなたを失ったことは、町議会にとりましても、また本町にとりましても大きな損失であり、残念のきわみであります。何をそんなに急がれたのか、海田町の将来についてまだまだ議論を闘わせたかった、そのような思いでいっぱいです。

既にああなたの温厚な姿はありません。申し上げれば限りもなく、惜別の情は尽きませんが、ここに河野道昭議員の生前のご功績をしのび、衷心よりご冥福をお祈りし、追悼の言葉といたします。

○議長（原田）以上で河野道昭議員の追悼を終わります。

ここで、ご遺族のご退席のため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時08分 休憩

午前9時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

この際、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

5月18日日曜日に実施しました「ふれあいウオーキング」事業での血糖値測定について、キャップ部分を使い回したことにつきましては、血糖値測定をされた方をはじめ町民の皆さんに不安とご心配をかける事態に至ったことを心からおわび申し上げます。誠に申し訳ございません。

5月30日の全員協議会でご説明いたしましたその後の取り組み状況についてご報告をいたします。5月30日金曜日、5月31日土曜日、6月1日日曜日の3日間、血糖値測定をされた方のうち、氏名の特定ができた45名の方は全員に、また、氏名の特定ができた

かった63名の方につきましては万歩計の貸し出し名簿をもとに訪問を行い、今回の事態のおわびと今後の取り組みについて説明いたしました。その結果、新たに49名の方が血糖値測定されていたことを確認できました。いまだ特定できない14名の方につきましては、おわびとお願い、自治会を通じての回覧や公共施設等への掲示、町広報紙・ホームページ掲載など、該当者の特定に努めてまいりたいと考えております。また、血糖値測定された方につきましては、肝炎検査などをしていただくようお願いするとともに、健康不安に対する相談体制にも万全を期してまいります。今後このようなことが起こらないよう、原因究明や再発防止策について講じてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）ただいまの町長の発言につきまして緊急質問をいたしたいと思いますので、同意を求めます。

○議長（原田）ただいま、西山議員から、先ほどの町長発言の血糖測定の採血器具の使い回しの件につきまして緊急質問をしたいとして同意を求められました。したがって、西山議員の血糖測定の採血器具の使い回しの件の緊急質問の件を議題として採決いたします。この採決は起立によって行います。

西山議員の血糖測定の採血器具の使い回しの件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、西山議員の血糖測定の採血器具の使い回しの件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことは可決されました。西山議員の発言を許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。全員協議会で説明を受けました。先ほど、町長からそれ以降の経過の説明を受けました。今回の注射針は交換をされていました。皮膚に触れるキャップの使い回しをしていた結果、初めは県の報道でしたけど、現在では毎日のように追加のこの器具を使用した報道がなされております。この器具はちゃんと消毒をなされておりますので、私個人といたしましては余り感染を疑う要素は少ないと判断はいたしておりますが、その器具はマイクロレットという個人用の血糖値を測定する器具であったという報告ですけれども、そこで、質問いたします。それを求めたときに業者は、これはあくまでも個人用ですよという説明はなされていなかったんでしょうか。



○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（佐々木）西山議員のご質問に答弁いたします。購入業者からそういったことの具体的な説明は聞いておりませんでした。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）説明がなかったと。私は、業者の責任が大であると。本来、今、自治体そのものがたくさん同じ器具を使ってキャップの部分の使い回しをしていた。業者そのものが個人用のものを行政に納入すること自体、私は疑問に思っていますけれども、ただ、その説明書には、あくまでもこれは個人用ですという記述があったと思うんですけれども、それを見逃された大きな理由は何でしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）今回の見逃しにつきましては、これまでも同等の血糖測定をやっておりまして、そのときの器具と同等のものという認識と、それから、キャップ部分について使い回しをしたらいけないということについての認識が不足しておったということで、既にその器具自体が使用でき得るというような認識を持ったことでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）私も緊急質問をしたいんですけれども。

○議長（原田）ただいま、岡田議員から、先ほどの町長発言の血糖測定の採血器具の使い回しの件について緊急質問をしたいとして同意を求められました。したがって、岡田議員の血糖測定の採血器具の使い回しの件につきまして、緊急質問の件を議題として採決します。この採決は起立によって行います。

岡田議員の血糖測定の採血器具の使い回しの件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第2として発言を許すことに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、岡田議員の血糖測定の採血器具の使い回しの件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第2として発言を許すことは可決されました。岡田議員の発言を許します。岡田議員。

○4番（岡田）私は、こういう器具を使われたということで、器具の選定なり使用方法というのに、やはり医師の指導が必要だと思うんですけれども、そういう選定とか、実際にこういうことをしますということで。そういうふうな医師との関係というんですか、それはどうなっておるんですか。

○議長（原田）保健センター主幹。

○保健センター主幹（湯木）この血糖値測定については、国保連事業の中で器具を以前貸し出していただいていた関係があつて、このたびのウオーキングの血糖値測定のときも特に医師の指示を仰ぐとか相談するということはしておりませんでした。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）しなくてもいいということなんでしょうか。それとも、するべきだけでも、今までの過去の貸し出しとかというのがあつて、しなかったのか。どちらなんですか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）この血糖測定につきましては、保健師であれば測定できますので、そういうことから、医師等との指導なり協議は必要ないものと考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）ただいまの採決器具の使い回しということでの町長の発言について緊急質問したいので、同意をお願いします。

○議長（原田）ただいま、前田議員から、先ほどの町長発言の血糖測定の採血器具の使い回しの件について緊急質問をしたいとして同意を求められました。したがって、前田議員の血糖測定の採血器具の使い回しの件の緊急質問の件を議題として採決いたします。この採決は起立によって行います。

前田議員の血糖測定の採血器具の使い回しの件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第3として発言を許すことに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、前田議員の血糖測定の採血器具の使い回しの件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第3として発言を許すことは可決されました。前田議員の発言を許します。前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。今、町長、いろいろ質問が出ておりますが、これの検査について1人約2,500円ぐらいの検査費用がかかるということなんですね。これは事前と恐らく事後と、2度やる必要があるんじゃないか。百何十名、相当な金額になるわけですが、これの概算、どれぐらいの金額がかかるのか。町民の税金からということで、当然、その責任は町の責任というか、町長の責任ということになるんですかね。その概算の費用、そして、これの多額の費用出費を町民に責任を負わせるということになるわ

けですが、この責任の所在というか、どのような責任を町民に対して示すのか、この2点をお尋ねします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）まず、検査費用の件でございますけれども、これにつきましては、現在試算をしておりますけれども、今回、先般の全員協議会の中では肝炎検査、これは国の全体の動きの中で肝炎検査だけということで想定しておりましたけれども、先般また県から文書が来まして、肝炎検査をあわせまして、他の検査、エイズ検査とか、あるいは他の血液にかかわる検査関係もあわせて実施するようという指導が来ております。これは針の使い回し、キャップ部分も一体的な対応ということだろうと思いますけれども、県の方は針の分も使い回しをしていた事象等があるということ踏まえまして、今回、今は概算でありますけれども、2回やるということで約160万円程度の費用がかかるものではないかと試算をしているところでございます。

○議長（原田）責任の所在についての問い合わせがありました。町長。

○町長（山岡）この責任問題につきましては、先の全員協議会で話しましたように、町としての責任を感じて処分をしていく、こういうふうと考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）続いて、その責任というのは非常に物事を安易な考えでやっておられる、こういうふうを感じるわけです。先の副町長問題にしてもしかりですが、とにかくそういう、町民に迷惑をかけたことについて、言葉では申し訳ないとか云々というのはあるんだけど、実際にそれをどういうふうな形で、例えば160万ですか、そういうふうなものをそのままただ単に税金で消化していくのか、あるいは、その責任の所在を明確にして、それなりの、全職員がそれに対応して、もちろんそうすると議会の方にもあるかもわからんですが、そういうふうにして応分の負担をして補償、弁償していくのか、そこらの考えはどうなっておるんですか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）今回の取り扱いの使い回しについて、非常に責任等を感じております。この件につきましては、職員に対する責任の所在につきましては今後、懲戒審査会等々が町の組織でありますので、その中で何らかの議論なり等がされるものと思っております。あと、今回の160万の費用の件につきましてはでありますけれども、今後これは当面の検査費用でございます。今後、全国的にそういう事例は発生しておりませんけ

れども、何らかの感染事例が出る可能性が国は全くないとは言っておりませんので、そういうことを踏まえながら、今後の全体のそういう健康被害が生じた場合の対応についてもこれから、全国的な広がりになってくると思いますので、国・県等々の状況関係、また指導をもらいながら対応していくことになると考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付いたしております3月定例会以降の主なものについてご報告させていただきます。

まず、5月20日から21日まで第33回全国町村議会議長会の議長研修会が行われました。また、5月22日には国道2号東広島安芸バイパス・広島南道路建設促進期成同盟会総会が開催され、それぞれ私が出席いたしました。また、3月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。なお、委員会関係資料は議会事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。

以上で議会報告を終わります。

続いて、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）平成20年6月定例議会行政報告をいたします。それでは、3月定例議会後の行政執行の状況についてご報告いたします。

初めに、庁舎移転についてでございますが、昨日「JR海田市駅南口に新庁舎建設を実現する会」の発起人から、駅南口に新庁舎を建設することが最もふさわしいとする趣旨の嘆願書が1,495名の署名とともに提出されました。

続きまして、水防対策についてでございますが、これから本格的な梅雨の時期を迎え、大雨等による被害が懸念されます。これらの被害を未然に防止するため、それぞれ所管の施設等について、安全確認と災害予防策に万全を期すよう指示しているところでございます。なお、土砂災害危険箇所のパトロールにつきましては、5月29日に建設部と生活安全課職員によるパトロールを行いました。6月10日には県と合同で実施する予定でございます。

次に、各種水防工法技術の習得・向上を図るため、5月14日と15日に町職員を対象とした水防訓練を実施いたしました。また、消防団員を対象とした訓練は6月8日に広島市安芸消防団と合同で実施する予定でございます。これらパトロールや訓練により、災

害が発生したときには迅速な対応をすることにしております。さらに、消防署等の関係機関との連携強化に努め、安心して暮らせるまちづくりを進めていきたいと考えております。

続きまして、4月1日から始まった後期高齢者医療制度についてでございますが、海田町の被保険者数は、平成20年度中に75歳になられる方を含めて2,321人となっております。今後も、制度の周知を図り、適正な事務の執行に努めてまいります。

次に、町民の皆さんの健康づくりを目的とした「ふれあいウォーキング」についてでございますが、5月18日の第3日曜日に瀬野川河川敷において、約250名の参加を得て行いました。当日は天候に恵まれ、楽しみながらウォーキングをしていただくことができました。これからも「ふれあいウォーキング」を毎月第3日曜日に実施し、メタボ予防など元気づくりのきっかけにしていきたいと思います。

続きまして、海田市駅南口土地区画整理事業についてでございますが、西地区の地区計画案策定に向けて、5月9日から22日までの2週間を原案の縦覧期間に、さらに5月9日から29日までの3週間を意見書の提出期間と定めた結果、5名の縦覧者があり、5名の方から意見書が町に提出されました。今後は、関係者の皆様からいただいたご意見を参考に最終的な地区計画案を策定し、区画整理事業の変更案及び都市計画変更案とあわせて、6月19日に地元説明会を開催いたします。

以上、簡単でございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。今議会には、報告1件、同意2件、承認2件、契約認定2件、条例改正1件、補正予算4件を提出しております。どうぞご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（原田）続きまして、報告第1号、平成19年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第1号、平成19年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

平成19年度海田町一般会計補正予算（第4号）で議決をいただきました広島市東部地区連続立体交差事業ほか3件の繰越明許費について繰越計算書を調製しましたので、ご報告いたします。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）報告第1号、平成19年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。報告第1号は、平成19年度海田町一般会計補正予算（第4号）で議決をいただきました繰越明許費の繰越計算書を作成いたしましたので、地方自治法施

行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

それでは、議案書の1ページの繰越計算書の内容についてご説明いたします。土木費の都市計画費の広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、県に支払う負担金2,901万8,000円を繰り越したもので、財源は、町債が2,570万円、一般財源が331万8,000円でございます。次に、海田市駅周辺バリアフリー推進事業につきましては、JRに対する補助金1,058万6,000円を繰り越したもので、財源は、県支出金が529万3,000円、一般財源が529万3,000円でございます。次に、新開蟹原線道路改良事業につきましては、用地費及び補償費を合わせて4,266万3,000円を繰り越したもので、財源は、町債が3,830万円、一般財源が436万3,000円でございます。次に、海田臨港線整備事業につきましては、県に支払う負担金153万4,000円を繰り越したもので、財源は全額一般財源でございます。以上で報告第1号、平成19年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（原田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原克之議員。

○7番（桑原克之）7番、桑原です。2点ばかり質問いたします。

繰越明許制度というのは、ご案内のように、会計年度独立の原則を構成する2つの要素、すなわち、1つは、当該年度の歳出は当該年度の歳入をもって賄うということ、2つ目には、当該年度の歳出は当該年度中においてのみ執行することができるということ、この2つの要素のうち、ただいま申し上げましたような、当該年度の歳出は当該年度中においてのみ執行し得るということの例外規定でございます。そこで、ここに掲げられました未収入特定財源、一般財源はともかくとして、県支出金なり町債の関係は確定財源ということが立証できますか。それが1つ。確定財源でなければ繰越明許費に上げるべきじゃないというのが鉄則ですから、その辺はどうなんでしょうか。

2つ目には、特例というのは乱用すべきじゃないことはもちろんでございます。元来この制度は、年度内に事業を完了すれば、使う必要はないんです。できるだけ年度内に事業が完了するように、契約等の事業について、事業執行者、財政当局も努めるべきでございます。よほどやむを得ない事情、よく挙げられるんですけども、例えば国庫支出金の決定の認可がおりなかった、おくれたということ、それとか、国の設計承認がおくれた、そういうやむを得ない事情の場合のみにこれは使うようになっているわけです。そこで、ここの繰越明許費、翌年度繰越額を見ますと、金額に対して丸々手つかずのも

のがあるんですよね。それは契約なんかはどうなっているんでしょうかということ。それと、海田臨港線整備事業なんかは金額的には400万円なんです。それで153万円だけ繰明に上がっている。比較的金額が少ないのにどうして繰明に上げないといけないような特別の事情があったのかどうか。それと、一番上の連続立体交差事業にしても80%近くがなっているわけですね。契約の仕方というのか、執行のやり方というんですか、この辺は繰明にせざるを得ないような事情があったのかどうか、その辺の説明をお願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）まず、1点目の未収入特定財源が確定しているかということでございますが、これらの事業につきましては、起債であるとか、県等からの補助金といいますか、負担金といいますか、支出金ですが、ここらの財源をもって繰り越すということでございます。ですから、これにつきましてはすべて確保できると。当然、事業費になりますので、最終的な額という部分では多少の変更はあるかと思いますが、この額で確定していると考えております。

それから、予算の繰り越しにつきましては、議員ご指摘のとおり、会計年度独立の原則というのが建前でございます。その年の歳入をもってその年の支出を行うというのが原則でございますが、その例外規定として定められたのがこの繰越明許費でございます。繰越明許費につきましては、これが認められる場合というのは2要件がありまして、予算成立後に何らかの事由によりその執行が年度内に完成しない見込みがある場合、これが1点でございます。それともう1点は、特定の事務事業の執行に相当な期間を要するなど、経費の性質上、年度内にその支出を終わらない見込みのある場合。この2点で繰越明許費の設定ができるようになっております。これまで海田町が設定しております繰越明許費につきましては、最初に説明しました、予算成立後の何らかの事由によってその執行が年度内に完了しない見込みがある場合、例えば用地交渉のおくれであるとか等の要件によって、年度内に完成しないということでの繰り越しをかけさせていただいておるもので、これを乱発するということは確かにできるだけ避けたいというふうには考えております。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（木原晴彦）まず、繰越明許の金額の欄と翌年度繰越額の決定の欄ですが、けれども、これはあくまで連続立体交差事業の県の負担金になりますので、執行された部

分と執行が若干残る部分との差引きが一応2月の時点で計算を県と調整してやっています。そして、その中では3月末までにある程度執行ができるものも若干ございまして、最後に計算書をあわせて翌年度繰越額を決定しておるといような状況です。ですから、連続立体交差事業あたりも、予算では7,000万余りを組んでおりますけれども、2月の当初の時点では3,700万ぐらいの繰り越しを予定しておりましたけれども、最終的には2,900万の繰り越しという状況になっておるといことです。この繰り越しの3点、今の連続立体交差事業につきましては県、臨港線についても県の事業に対する負担金ということでございます。駅の周辺のバリアフリー事業につきましては、JRの事業に対してのやはり助成金ということで、それぞれの計算書を突き合わせながら報告をいただいて繰越額を決定しておるとい状況でございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）要は、いろいろおっしゃっているんですけども、今すぐ現金化して支払えるかどうかということなんです。繰明にしてもね。そういう性質の金がちゃんと用意されていますかということなんです。確定財源ということなんです。余り要らんことは言わなくていいですよ。町債がどうだのこうだのと。そうじゃないんです。今すぐでも現金化されるものですか、それが証明できますかというのを私は聞いたわけ。当然そうならないとおかしいんでしょう。それが1つ。

それと、2つ目の、これは特例だから、乱用すべきじゃないということなんです。要するに、年度内にとにかくおさめりゃいいということなんです。継続費もそうです。継続費なんかは特に数年かかりますから、それは家が建つんだけど、これは1年限りですからね。だから、そういう点からいって、先ほど申しましたように、400万円のようなものがどうして153万円だけ繰明にかけてという。契約をちゃんと前もってやって、それは年度内に済むようになるんじゃないかということなんです。丸々残っているというのもおかしいんでしょう。契約の仕方がおかしいんじゃないかということなんです。年度内にできないような、繰明にするような前提でやっているように思えて仕方がないから質問しているわけです。そうじゃないんですか。特例は余り乱用すべきじゃないと初めに申し上げたのはそういう意味です。その辺はどうですか。この2点。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）未収入特定財源を今すぐ払える状況かといいますと、これは事業の完了がまだ行われていけませんので、事業の完了をもって県の方からの負担金が入ってくる

ということですから、今すぐ払える状況かという話になれば、払えないという話になってきます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（木原晴彦）契約を履行されて、特にこの場合、バリアフリー推進事業などにつきましては丸々残っているよという状況ですけれども、これはＪＲの計算書等々をあわせまして契約をされましたけれども、履行が９月ごろになるという状況の中で、とても年度内にお支払いするという状況にならないということで、県の方も県の支出金を既に組んでおるという状況の中で、いわゆる繰越明許をして19年度の支出で対応した方がよりよいだろうということで繰り越しをさせていただいているというような状況です。

○議長（原田）ほかに。三宅議員。

○3番（三宅）3番、三宅です。私は、今説明がありました海田市駅周辺バリアフリー、19年12月の補正で1,270万4,000円上がって通しておるわけです。それで、次に3月の補正で211万8,000円を減額して今の1,058万6,000円になっているということで。夏に請願とかを繰り返して、期待してということで、12月に出てきて非常に喜んだわけです。今の説明では、ＪＲとのあれで履行が９月ごろになるということで。結局、期待して喜んできたということで、見通しが12月に甘いんじゃないですか。本当にこういうものは見通しがちゃんと立って12月にすぐ出してきたと私はあのときに思ったわけです。今の説明では、ＪＲの履行が９月ごろになるということで。見通しが、途中で早い対応で喜んだわけなんですけれども、それだったら、よくよく見通して、それで出してくださいよ。落胆も大きいわけですから。はっきり見通しをやって、実際に実行というか、あれができるから、12月に1,270万4,000円出したんじゃないんですか。そのところをもう1度お願いします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）これはその負担について、ＪＲと地元負担について協議の中で12月に予算化させていただきました。それで、協議がかなりおくれまして、その協議が決定した時点で少なく済んだと。地元負担が5分の2が3分の1の負担で済んだと。そういう中で補正をかけさせていただいたという経緯がございました。じゃ、おくれて、もう今年度の予算でできないかということについてでございますが、それはＪＲの方も一生懸命その設計について努力をされておるわけでございますので、おくれてはおりますが、

19年度の予算の中で繰り越しをかけながらやっていくということでございますので、このような措置をとらせていただいておりますというものでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）負担はあのときに国が15分の3、J Rが15分の7、残りが町の15分の5を県と町で折半するというのでやって、いい負担割合だと思うんですけども、もう1度言いますけれども、期待が大きかっただけに、よくよく話をして、J Rが言ったらこういう感じで。出す以上は、見通しをよくよく立てて、執行できるということで1,270万。まだ上の空のような感じで出してきて、執行すると私は期待して喜んであのときもオーケーということであれしたんですけども、出す以上はということで、執行できるというか、その辺が甘いんじゃないかと思うんですが、こういうのは実行してほしいんです。もう1度。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）これはあくまで事業主体はJ Rでございます。それで、国の方にもそういうことで、我々の協議に基づいて申請されております。ですから、国の補助金につきましても、19年度の補助でいただくということでございます。J Rの方も広島支社と本社がございまして、そういう関係の中で、その設計を海田市の現場に落として検討する中でいろんな要因がございまして、こういうおくれが出たということでございますので、我々が国に申請したことでこの予算を対応しておるわけでございますので、その後の見通しと言われましても、我々はこの19年度の予算の中でできるという判断のもとに負担をこうして予算を組ませていただいておりますので、その辺をご理解いただきたいと。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）私は何回もしつこうに言いとうないんですが、国から補助をもらってJ Rが国交省からやれと言われた限りは、J R西日本の本社じゃろうが支社じゃろうが、海田町の町民のためにやらにゃいけんことはやらにゃいけんでしょうが。だから、私が言うのは、三宅さんがさっき言われたように、やらにゃいけんことはやらにゃいけんのじゃから、町としても予算を組んだ限りは一刻も早くその計画に基づいてやらにゃいけんのでしょうが。支社のJ Rの都合があろうが、なかろうが。国からの補助ももらって、ちゃんと国交省からやりなさいと指示が出たら、おくれようが、おくれまいが、それは実行せにゃいけんことじゃないんですか。そこらをちゃんと明確に答弁しなさいよ。わ

かりますか、言うことが。もう1回きちっと答弁してください。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）ですから、今ご指摘の部分、我々も同様な思いがございます。それで、国の方にJRさんが申請されておるわけがございますので、これが19年度の予算で全くできないよということであればそういうことになるかと思いますが、19年度の予算で、繰り越しをかけてでもやるということがございますので、その推移を見守って、我々も時を見まして、早くしてくれというようなことは当然のごとく、我々も補助団体でございますので、申し述べておりますし、その推移を今見守っておることでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）見守っておったら遅いんですよ。町民に発表された限りは、町民もそれだけの期待をしておりますから、見守っておるじゃなしに、一刻も早く実現されるように要望された方が私はいいと思います。見守っておったら、いつまでたってもできませんよ。私はそこを言うんです。どうですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）今、崎本議員がおっしゃるように、要望なり指摘なり要求なり、そういうものは時々我々の方も要求しております。そういう中でこの9月ごろになるという答えをいただいたものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第1号については、これをもって終結いたします。

これにて諸般の報告のすべてを終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は10時10分といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9時52分 休憩

午前10時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第４、同意第３号、監査委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第３号、監査委員の選任の同意について。監査委員であります丹京哲也さんが平成20年７月14日をもって任期が満了となることに伴い、委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引続き丹京哲也さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、同意第３号、監査委員の選任の同意についてご説明いたします。議案書の２ページをお開きください。現監査委員の丹京哲也さんが平成20年７月14日をもって任期が満了となることに伴いまして、引続き丹京哲也さんを再任としてお願いするものでございます。監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第１項の規定に基づき、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関してすぐれた識見を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任するものでございまして、任期は４年でございます。

それでは、丹京哲也さんの経歴についてご説明いたします。住所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいでございます。生年月日は昭和〇年〇月〇日で、現在〇歳でございます。職歴でございますが、昭和40年12月に海田町に採用され、昭和53年10月から建設産業部監理課長、昭和55年11月から総務部管財課長、昭和58年７月から民生部保健課長、昭和60年４月から議会事務局長などを歴任され、平成２年12月に退職されました。その後、平成３年から有限会社丹京屋代表取締役を務められておられます。その間、平成10年４月から平成16年３月まで２期６年、海田町商工会理事に就任されるなど、多方面でご活躍されておられます。監査委員には平成16年７月に就任され、今回は２回目の選任でございます。これまでの長年の実績を踏まえ、その幅広い経験や豊富な知識が監査委員としての職責を十分に担うことができると判断し、同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○１３番（前田）13番、前田です。まず１つ聞いてみるのが、役場に勤められておるということで、退職後18年、20年近く経過しておるわけですが、その間いろいろ法律も変わっております。まず１点目としては、監査という職業というか、立場柄、専門家がいい

のではないかと。いわゆる公認会計士とか税理士とか。これについてどう考えておられるかというのが1つ目。

2つ目、先に財政健全化法、これが改正というか、施行されて4つの指標、これが上げられた。ご存じのように、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、専門的に全部分析して出せ、こういうようなこと、そのようなもろもろ専門的なことを考えたときに、私どもはそういうところから、失礼な言い方かも知れませんが、どうなのかという懸念を感じるわけです。そういうことで、まず、そういう公認会計士、税理士等の専門家もいいんじゃないか、そういう時代の波に対応できるのかという、とりあえず2点ほどお尋ねします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）前田議員のご質問にお答えいたします。専門家がいいのではないかと、時代の波に耐えられるかということでございますが、確かに今新しい指標等、会計につきまして新しい流れが来ております。本町におきましてもいずれはそういう時期が来ると思いますけれども、今、1期をしていただきました、その成果を踏まえまして、それと、個人事業、法人でございますが、事業をしておられるという観点から、今の指標等につきましては財政の方で十分に検討をして整理し、それについての審査をしていただくということで現状ではお願いしたい。

それと、公認会計士等、税理士等の人がということでございますが、こういう資格がある方は誠に好ましい限りでございますけれども、経費等の面で、今の段階では人が得られない。非常に安価な単価でお願いしております。そういうことで丹京さんをお願いしたものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）どうも部長は語尾がはっきりしておらんのですが、今、課長の説明にもありましたように、町の経営、財務管理というようなことから、なおさらそういうことで専門性が要求されるんじゃないか。どうも法律が変わっておるといふようなところの答弁にしても濁っておるといふかね。そういうことで、部長もうっすらその必要性を感じておるんじゃないか。そういうふうにもいろいろ考えるときに、町の経営、本当にそういうものをこの財政の厳しい折に安定させていこうというときには、やっぱり専門的に指摘できる、そういう人がぜひ必要なんじゃないか。だから、わずかの経費で、高うつくとか、そういうふうなことが逆に、始末したつもりが高くついていくんじゃないか。

要するに、十分に目の届かんところも出てこようし、だから、しっかり経営の立場を支えてもらわにゃならんというところから、再度、そういう専門家、多少の経費を、犠牲を払ってでもやるべきじゃないか、私はこのように考えますが、それはどのように考えますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今、前田議員ご指摘のように、現在のいろんな財政状況も社会的にも大きな問題があります。しかしながら、我が町といたしましても、貴重な経験を体験され、自営業とか、また公務員とかという形で、いろんな形で精査されておる。過去の4年間の実績から踏まえて、十分その対応をさせていただけるという確信のもとに提案させていただいております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）私は一々文句を言う筋合いじゃありませんが、私は今の部長の答弁で、町の財政状況を見て、安けりゃええじゃ、ああいうのはわしは人間的に、人に対して失礼に当たると思うんよ。高う出しゃ、ええ人が雇えるというものじゃないんですよ。私はそういう考え方に対しては物すごい反発します。安いから雇うじゃ、もってのほかですよ。やっぱりそうじゃなしに、適正な人間だから、銭金じゃなしに、町長が言われるように、この人が必要だからというような意見じゃったら私はあれじゃが、専門的な人を雇うたら財政的に高いからじゃやっぱりわしは任命される人に対して失礼じゃと思いますが、その点はどう思われますか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）先ほどの答弁の中で非常に不愉快な思いをされるような発言をしました。私の思いといたしましては、今の監査委員の報酬と、それに見合うものについて、今の一般的な公認会計士であるとか税理士さんの報酬とは乖離があるということを申し上げたかったものでございます。人につきましては、先ほど申し上げましたように、この人をお願いしたいということで町長の方から提案をさせていただいておるところでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

この採決については、前田議員外 1 名から無記名投票によられたいとの要求がありますので、無記名投票をもって行います。

これより同意第 3 号についてを採決いたします。議場を閉鎖いたします。

（議場の閉鎖）

○議長（原田）ただいまの出席議員数は14人です。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。同意第 3 号について、同意することに賛成の方は賛成と、同意することに反対の方は反対と記載してください。また、白票があった場合は、会議規則第79条の規定により、同意することに反対として取り扱います。

（投票用紙の配付）

○議長（原田）投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

○議長（原田）異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長（飯森） 1 番桑原公治議員、 2 番久留島議員、 3 番三宅議員、 4 番岡田議員、 5 番西田議員、 6 番渡辺議員、 7 番桑原克之議員、 8 番多田議員、 9 番西山議員、 10 番宮坂議員、 12 番崎本議員、 13 番前田議員、 14 番住吉議員、 15 番佐中議員。

○議長（原田）投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）投票を終わります。

これより開票を行います。会議規則第30条第 2 項の規定により、立会人に、 7 番桑原克之議員、 8 番多田議員を指名いたします。筆記用具を全部置いて前の方へおいでください。

（開票）

○議長（原田）投票の結果を報告いたします。投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち賛成 6 票、反対 8 票。以上のとおり、反対が多数です。よっ

て、同意第3号は、これに同意しないことに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

(議場を開く)

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）日程第5、同意第4号、山林監守人の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第4号、山林監守人の選任の同意について。山林監守人であります百本公司さんと後原健さんが平成20年6月30日をもって任期満了となることに伴い、山林監守人の選任同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引続き百本公司さんと、新たに後原進さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、同意第4号、山林監守人の選任の同意についてご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。現山林監守人の百本公司さん及び後原健さんの任期が平成20年6月30日をもって満了となることに伴いまして、百本公司さんを再任として、後原進さんを新任としてお願いするものでございます。山林監守人の選任につきましては、公有林野等官行造林条例第2条の規定に基づき、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。山林監守人の職務内容といたしましては、海田町町有林監守人規則第3条に基づきまして、町有林を毎月1回以上巡視し、その状況を四半期ごとに町長に報告するものでございます。任期は4年で、定員は2名でございます。

それでは、百本公司さんの経歴からご説明いたします。百本さんは平成16年7月から山林監守人に就任していただいております。住所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいでございます。生年月日は昭和〇年〇月〇日で、現在〇歳でございます。職歴でございますが、昭和33年4月に広島駅前郵便局に入られまして、その後、平成6年3月に広島中央郵便局を退職されておられます。退職後は農業に従事され、現在に至っておられます。

続きまして、後原進さんの経歴についてご説明いたします。住所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいでございます。生年月日は昭和〇年〇月〇日で、現在〇歳でございます。職歴でございますが、昭和33年4月に広島ガス海田工場に入られまして、その後、平成6年に退職されておられます。また、昭和44年1月に海田町消防団に入団され、平



成12年6月から団長に就任され、平成19年2月に退団されておられます。退職後は農業に従事され、現在に至っておられます。

お2人とも町有林の保護につきましては深い認識をお持ちの方で、適任であると判断し、選任の同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○4番（岡田）海田町の林野行政というんですか、そういうものをお伺いするんですけれども、昨今、特に山林というんですか、木材の価格が、以前は国内材と外国材を比べたら物すごく外材が安かったということなんですけれども、最近、原油の高騰や何かで逆転して、国内の木材が外国よりも安くなって、物すごく需要が大きいというふうなことになっておるんだそうですけれども、そのことともう一つ、いわゆる京都議定書、日本は1990年の議定書で温室効果ガスを6%削減せにゃいけんということで、温室効果ガスの6%のうちの3分の2は森林で吸収するということなんですけれども、海田町のそういうふうな温室ガスも含めて森林の整備、そういうのはどういうふうになっておるのか、お伺いします。

○議長（原田）選任の同意の話なんですけど、今、環境の話に質疑が及んでおりますので、絡めて質疑していただければ、答える方も見やすいんですけれども、今全然違う方向へ話が進み出していますから、もう1回選任同意のことと絡めて質疑をしてください。岡田議員。

○4番（岡田）それで、選任の中でいろいろ仕事があると思うんですけれども、町有林の保護というのか、そういうふうな監守をするという立場、役目があると思うんですけれども、そういう中で今の林野行政、ただ見守っていけばいいというものだけではないと思うんですけれども、町としてどういうふうな格好で今の森林の、環境保全も含めてどういう対策を持っておられますかということです。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（木原晴彦）ご存じのように、ひろしま森づくり事業という事業がございまして、官行造林を含めて、かなり山の中に入る人が少なくなっている状況の中で、森林がかなり日が当たらなくなっていて傷んでいるという状況が現在見受けられております。そういう意味で森づくり事業が開始されておるわけなんですけれども、当町といたしまして

も、県の事業に合わせまして、今回もご提案させていただいておりますけれども、堂所山への散策道の整備と、その南側のフジぞろえ整備なども含めて森林事業を進めていくというふうに考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第4号について採決を行います。お諮りいたします。

同意第4号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、同意第4号についてはこれに同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第6、承認第1号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）承認第1号、専決処分をした事件の承認について。海田町税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴い、課税事務上の必要があり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、本年4月30日付で専決処分させていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）それでは、承認第1号、専決処分をした事件の承認について説明いたします。議案書4ページをお願いいたします。地方自治法第179条第1項の規定により、海田町税条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。専決処分の内容は、別紙専決処分書のとおりでございます。専決処分年月日は平成20年4月30でございます。

5ページをお願いいたします。専決処分書。海田町税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成20年4月30日。海田町長、

山岡寛次。

条例の改正内容を資料２の「海田町税条例の一部を改正する条例の要旨」で説明させていただきますので、ご用意をお願いいたします。それでは、「海田町税条例の一部を改正する条例の要旨」を順に説明させていただきます。

まず、（１）の「町民税関係の改正」から説明をいたします。第23条関係ですが、この条項は「町民税の納税義務者等」を規定したものでございます。第１項第４号の改正は、公益法人制度改正により、法人でない社団または財団で収益事業を行わないものについて、非課税とするものでございます。また、第３項は、これに伴う文言整理でございます。次に、第31条ですが、この条項は「均等割の税率」を規定したものでございます。第２項本文及び第３項の改正ですが、先ほど説明いたしました第23条の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。また、第２項の表は、人格のない社団等、例えば同窓会、自治会、同業者団体などを指しますけれども、それや公益法人等など資本金の額または出資金の額を有しない法人について均等割額を課する場合は、最低税率を適用するものでございます。また、公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人についても最低税率を適用するものでございます。なお、最低税率は５万円となっております。次に、第36条の２「町民税の申告」の第６項ですが、現行では給与等の支払いをする者は、源泉徴収票を２通作成し、１通を税務署長に提出し、他の１通を給与等の支払いを受ける者に交付しなければならないことになっております。ただし、給与所得等の支払いを受ける者の承諾を得て、源泉徴収票の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法、例えばフロッピーディスクなどでございますが、これにより提出することができることになっております。この場合、賦課徴収上、必要があると認められる場合に源泉徴収票等の提出を求めることができるのは、給与等に係る源泉徴収票に現在は限られております。そのため、町長が賦課徴収上、必要があると認める場合は、公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票についても提出させることができるように改正するものでございます。次に、第48条の「法人の町民税の申告納付」と第50条の「法人の町民税に係る不足税額の納付の手続」ですが、第23条の改正に伴う規定の整備で、見出し及び条文中の「法人等」とあるのを「法人」に改めるものでございます。２ページをお願いします。附則第７条の３の「個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除」に関する第３項の規定ですが、申告手続きに係る規定の整備を行うもので、現行の個人住民税の住宅ローン特別税額控除につい

ては原則 3 月 15 日までに申告書を住所地の市町村または税務署に提出した場合に限り適用されることとされ、提出期限後においては、納税通知書が送達されるとき、おおむね 6 月の初旬ですが、これまでに提出されたものまでとされております。今回の改正では、納税通知書が送達された後において申告書が提出された場合においても、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用しようとするものでございます。次に、附則第 20 条「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例」の第 1 項から第 3 項の改正は、引用条文の項ずれに伴う条文の整理を行うものでございます。次に、第 7 項及び第 8 項の改正ですが、将来の我が国の経済を支えるベンチャー企業の育成を支援し、こうした企業への投資活動が掘り起こされるように、いわゆるエンゼル税制が講じられております。その特例の 1 つに、株式の売却時点において譲渡益が発生した場合には譲渡益の 2 分の 1 に圧縮する特例がございます。今回の改正はこの特例を廃止するものでございます。

次に、(2) の固定資産税関係の改正について説明いたします。第 54 条「固定資産税の納税義務者等」の第 5 項の改正ですが、独立行政法人緑資源機構の解散により、事業の一部が森林総合研究所に承継されたことに伴う規定の整備を行うものでございます。また、第 5 項及び第 6 項の改正は、文言の整理を行うものでございます。次に、附則 10 条の 2「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」の第 1 項から第 6 項の改正は、引用条文の条ずれによる改正と文言の整理を行うものでございます。第 7 項の改正ですが、熱損失防止改修工事、いわゆる省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置の創設に伴う改正を行うものでございます。軽減措置の対象ですが、平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った住宅でございます。減額ですが、翌年度分の当該部分に係る固定資産税額を 3 分の 1 減額、つまり 3 分の 2 課税ということでございますが、こうするものでございます。ただし、面積的には 120 平方メートル分までを限度といたします。3 ページをお願いいたします。また、要件としては、次の①から④までの工事のうち、①を含む工事、つまり窓の改修工事が必須でございますけれども、それを含む工事となっております。具体的な工事内容ですが、①の窓の改修工事、例えば二重サッシ化、複層ガラス化などがございます。それと、②の床、③の天井、④の壁の断熱改修工事で外気等に接するものの工事に限るものでございます。したがって、①から④までの改修工事によって、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになりま

す。また、当該改修工事が平成20年1月1日において存在する住宅において行われること、ただし、賃貸住宅は除きます。あわせて、当該改修工事に要する費用が30万円以上となっております。確認の手続きですが、減額の適用の規定を受けようとする納税者は、改修後3カ月以内に、住所、氏名などを記載した申告書に、建築士、指定確認検査機構または登録住宅性能評価機関による証明書を添付して本町に申告していただくことになります。附則10条の3の改正ですが、引用条文の条ずれによる改正を行うものでございます。

次に、(3)の「特別土地保有税関係の改正」について説明いたします。第123条「特別土地保有税の納税義務者等」の第4項の改正ですが、先ほど説明いたしました独立行政法人緑資源機構の解散により、この事業の一部が森林総合研究所に承継されたことに伴う規定の整備を行うものでございます。また、第2項から第5項の改正は、文言の整理を行うものでございます。

(4)のこの条例の施行期日でございますが、公布の日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。1つは、第23条の関係で、非課税とすると。現行とこの条文、これの比較でどうなったのか、どうなっていくのかということです。

続いて、2ページにある、先ほど説明を受けました附則第20条、特定中小会社が発行した譲渡益、これの2分の1に圧縮するというのを解除するというように私は受け取ったんですが、その基準は何を基準にしてそれから解除するのか、これをお尋ねいたします。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）23条関係の比較ですが、今までは漠然と、収益があるなしにかかわらず均等割をかけるというあいまいな表現であった。そのため、収益事業を伴わない法人、法人というのたくさんありますけれども、法人でない法人、つまり法人登記をしていない法人がございすけれども、その方たちは基本的にかかります。しかし、収益事業をしなくて、ある団体、例えば先ほど例として申し上げました自治会などが仮に収益事業を上げるのであれば、これは均等割はいただきますよという規定になります。ですから、今までは漠然ととらえていたもの、それから、申告をしなくて、ある固まりで

収益事業をしている団体があるとすれば、それは資本金があるなしにかかわらず、資本金があれば当然規定があるんですが、資本金がない場合にあっては均等割、つまり最低税率の5万円はいただきますよということになります。そういった関係の整理をされた。つまり、今までの表との比較とおっしゃったので、言いますけれども、以前の表と今回の改正を見ていただきますと、まるっきり1と9がひっくり返っております。ひっくり返っておりまして、一番最後にその他のものというあいまいな表現になっておった9のところでは、それが改正の新しい方の1に上がってきて、細かく規定をして明文化したというふうな考え方であります。

それから、特定株式、つまり10年以内の若い企業を育てるためにやったものですが、仮に譲渡益が出ます。ですから、例えば100万円で株券を買われて、こういったエンゼルの場合は化ける場合が多いんですが、1,000万円になったと。900万円の利益が出たとすると、半分の450万円の利益とみなして圧縮して、それに税率を掛けていたものを、今はそういった、実は平成13年11月ですか、一斉に同時株安が起きました。その支援もあって、ある程度の保護をしながら支援していこうということで、利益を圧縮することによって投資を呼び起こそうとした政策なんですが、今はその状況下にないないということで、特例を取りやめるということでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）最初の23条の関係で、法人の関係ですね。利益を得る社団法人ですか、それらはかかるのは当然ですね。しかし、今説明がありましたボランティアの関係とか町内会とか、法人をあわせていったらいろいろあるかも知れませんが、その課税の対象になる判断、詳細にわたってあると思うんじゃないけれども、それらはどこで判断をされてどういうふうに進んでいくのかということが1つ。

それからもう一つ、先ほどあった譲渡益の問題、これも説明が、私は勉強不足か認識不足かわかりませんが、よくわからなかったんです。例えば1,000万あったら500万の利益の中に、これに課税をするという意味で、それをもとに戻して1,000万なら1,000万に課税をする、こういうふうに判断をとったんですが、そうすると、中小企業の関係で非常に経営が難しくなるとかというふうな、こういう問題が発生するんじゃないかと思うんですが、その辺はどうか、お尋ねします。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）第1点目の収益事業ですが、収益事業とは、現在法人税法上

に規定がございまして、33種類の事業がございます。これを継続して、事業所を設けて継続的に営まれる、ただし、海の家とかは夏だけだからいいのかという話になりますが、毎年定期的に行われるというようなものは当然収益事業になります。ですから、それらはもともと、今回の条例改正は個人住民税の話であったりするんですが、もともとは法人税法がもとになっています。したがって、それ自体が収益事業に当たるかどうか、今後、税務署さん等と協議をしながら、具体的な事業内容をよくよく精査しながら、賦課すべきか、賦課すべきだったら最低の5万円をいただくという考えで今のところおります。

それから、譲渡益の話ですが、中小企業の経営を圧迫するのではないかということのような質問と受け取りましたけれども、実はこれは投資家の方でございまして、株主ですから、例えば新しい会社を支援するために株券を、新たな企業を買うわけですね。買った、仕入れた値段が先ほど100万円だったと。それを売ったときに1,000万円で売ったので、利益は900万円になりますねと。その半分の450万円がこの場合は利益とみなして、譲渡益とみなして、それに税率を掛けますよという説明をさせていただきました。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）第23条の関係でもう1遍お尋ねしますが、先ほどいろんな団体で、それが利益を上げたらということで課税の対象にと。それでは、海田町で法人として対象になるのがどのくらいあるのか、これをお尋ねします。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）もともと株式の方は税というより、県で集めて、配当とか株式譲与の関係で返ってくることになりますので、これは補足しかねております。23条の関係でしたら、これはわかりません。例えば先ほどの例の中でPTAも実は法人格のない法人で、現実に払っておられる団体もおられますし、収益事業をされている団体がおられますけれども、私の知っている範囲では二、三の例があるようでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。今回この海田町税条例が改正になったわけですが、正確な数字は出てこないと思うんですけれども、今説明をる受けました中で、19年度に比べて20年度は町税が増額になるのか、減額になるのか、その辺の見込みはどのようでしょうか。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）まず、23条関係のもので言いますと、恐らく1団体あるかないか、つまり5万円か10万円の話であろうと思います。それと、エンゼル税制の関係の話をさせていただきますけれども、実はこういった非上場株、エンゼルというのは非上場株なんですけれども、非上場株を手に入れるということは、実はかなり株取引をやっておられない限りは、一般の方には手に入りにくい株であろうというふうに理解しております。ほとんどないのではないかというふうに考えております。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）先ほどPTAの話が出たんですが、PTAが売店をされていて、そこで収益事業を上げた場合に、今まででも課税されたという話は聞いております。私が聞きたいのは、例えば年に1回バザーをされる、そういうことで、もちろんそれは収益事業といえど収益事業なんですけれども、その辺の線引きというのはどうなんでしょうか。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）先ほど説明いたしましたように、設置場所があつて、それに継続性があるかどうか、例えば不定期であつて、今年は活動を活発化するための事業の1つとしてやられるという、全くの不定期の場合は事業とはみなしがたい。ところが、毎年毎年同じように、春・夏とか、秋とか、わかりませんが、そこらのある程度一定の規則性を持ってやられるものについては恐らく収益事業に入るものというふうに考えております。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）特に、PTAなんかでやられるバザーの場合は毎年恒例で年に1回やられているところが多いと思うんです。そこら辺を収益事業として町の方で例えば認定されて、5万円払ってくださいというふうに言われる可能性があるということですね、じゃ。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）そのとおりです。したがって、収益事業かどうかというのは極めて難しいところがあるので、もともと法人税法とも絡みがありますので、税務署とよく協議をし、収益事業と認定した場合には課税をさせていただきますということでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）私はさっきの説明でわかりにくかったから。今まで900万あったら450万が控除でどうのこうのと言われましたね。これはもとへ戻して900万円にかかるか、そ

こをはっきりと。なぜ言うかというたら、お金を動かすためにこれをやって、皆さん融資しなさい、投資しなさいと。たんす預金関係じゃったろうと思うんじやが、それをもとに戻してというたら、また今、不景気な時代で、そこをどのように考えてこういう…。それをもとに戻してというのがわかりにくいんじやが、その説明を。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）先ほどの説明の中で、譲渡益が900万円出たのを半分に圧縮するという話をしましたので、今度の改正でこれが廃止になりますので、900万円に税率を掛けるということになります。先ほども言いましたけれども、これは特定中小株式です。で、一般の方には余り手に入らない株であるということを説明しました。ですから、上場株の話ではありませんので、いわゆる東京第1部上場、2部上場とありますけれども、大阪も当然ありますが、そういった上場株の話と、実は、話の中でエンゼル税制と言いましたけれども、あくまでも中小企業支援のための制度でございますので、それが一定の成果を上げたので、戻しますよという話になります。

○議長（原田）ほかに質疑。桑原克之議員。

○7番（桑原克之）7番、桑原です。4点ばかりお願いします。

まず第1点は、議案の5ページ、6ページ、7ページにかけて表が出ております。これは、ご案内のように、資本金規模、それから従業員規模の2つに分けて一覧表的に書いてあるわけですね。そこで、例えば従業員数50人以下、資本金1,000万以下、それが5万円。50人を超える51人からは12万円というような表ができるわけですが、この各企業数が大体わかっておれば、後でも教えていただこうかと思うんですけれども。これ全体で、企業数に対して今は皆、定額の税率がかかっておるわけですから、それに企業数を掛ければ大体の税収の見込みがわかるわけですね。それで、今現在と今回のこの改正によって企業数がどのようになるのかというのと、税収がどのように変化するのか、それがまず第1点。

それと、7ページのところの一番上に、他の事例では、ここに「10億円を超え50億円以下であるもののうち」というのがないとおかしいと思うんです。ほかのにはそれが入っているんです。「以下」が入っているんです。それが無いの。資料にもありません。それと、その下の9番の「50億円を超えるもののうち」しかなくて、ここに「50人以下」がないんです。これは該当がないから書かれていないのか、ほかの面から見て条文が、平仄が合わないように思うんですけれども、その2点。

それと、資料の２の、今質問があったのと重複するかもわからんのですけれども、２ページの「固定資産税関係の改正」、54条の「固定資産税の納税義務者等」と書いてあって、ここに「独立行政法人緑資源機構の解散により」と書いてあるわけです。「森林総合研究所に承継されたことに伴う規定の整備」であるということ。このような場合、事業の一部が森林総合研究所に承継されたことに伴うときは税制はどのようになるんですか。一部だけ移したような場合。今回の、今質問があったと思うのですけれども、それと関連するんですが、これはどのように税率というのか、一部というのが比例按分で課するようになるのかどうか知りませんが、その辺はどうなんでしょうか。

それと、同じく資料２のその下に附則第10条の２「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」というもの。この「適用を受けようとする」と言うんですが、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定というのは何を見ればわかるんでしょう。

以上４点ほど。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）まず１点目の、２表の税収の影響ですが、先ほど西山議員さんにお答えしたとおり、５万円から１０万円の影響しかないというふうに考えております。

それから、２項の表の中の８号と、漏れているのではないかとというご質問ですが、これは例えば表の７、８ですが、１０億を超えるものの中から、従業員数が５０人以下と以上というふうに分けてございますので、漏れはないというふうに考えております。

それから、54条、固定資産税の関係ですが、どのようになるのかということですが、まず、海田町にこの条項に当たる固定資産税はございません。ですので、影響はないということと、それから、もともと独立行政法人が持っている固定資産税が仮にあるとしても、普通、独立行政法人は国が本来やるべきものをその機関にゆだねておりますので、ほとんどのケースは国有財産であつたり、例えば農地改良の水路を改良するときの一時的な資産を持ったりするわけですが、そういう事業中のものであれば固定資産税はかかりませんし、仮にそういう施設を持ったとしても、国の財産であつたりということで、影響はない。今回の分は解散によってその研究部門が一部継承されたというふうに理解しております。

それともう１点、附則の10条の２の規定で、新築住宅等というのは、ここの「等」の中にいろんな軽減のものを総括して入っていますので、その関連を拾っていただければ

すべて出てくるということになります。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）個々の企業数、組合わせの企業数がわからない。それは一々聞いていたら大変ですから、後で教えてもらってもいいんですけども、結局今回の改正によっても税収は変わらないということなのかな。変わらないようにしたのかね。そういうふうに専門家が推計されてそうおっしゃるんだから、追及はできませんけどね。

それと、今の文言の書き方なんですけれども、50億円以下であるというものが書かれてあって普通でしょう。ほかの条文にはあるんですから。それがいいですよ。漏れているんじゃないかと思って、参考を見てもやはりないですよ、これ。それと、今の9番の「50人を超えるもの」というので、ここにも「50人以下」がないんです。「超えるもの」しか書かれていないんです。それは資料の方にもないですよ。だから、これは明らかに該当がないのかなというように思ったんです。該当がないにしても、国税庁らしくないと思っているんですけどね。

4つ目の資料2の「新築住宅等に対する」の「等」に随分入っているから、固定資産税の減額の規定はそれをたどっていけというのはわかるんですけども、基本的に何を見ればいいのか。あなたは専門家だから、そればかりやっているんだからわかるんでしょうけれども。新築住宅に対する固定資産税の減額の規定は何を見ればわかるんですかということなんです、要は。これは重要ですよ。申告することになるんだから。

その3点をもう1度お願いします。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）従業員数の漏れがあるのではないかという指摘の中で、例えば6条あたりからずっと押さえていただきますと、従業員数が足りないものについては、例えば10億円を超えるもののうち50人以下とか、そういうふうに書いてありますので、下の方のランクに入っていくことになります。

それと、固定資産税の軽減に関するどこを読めばよいかという話ですが、もともと海田町税条例は地方税法が原本になりますので、もしくは地方税法関連ですね、施行令であったりいろいろあるんですが、そちらを読んでもいただければすべてがわかるようになっております。

それと、1点、先ほどから企業数のお話が出ておりました。企業数については手元に持ち合わせておりませんので、後ほどでもお知らせしたいと思います。

○議長（原田）今の桑原議員の質疑の中で9番のところ、私も今納得できなかったんですが、「有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち」、その後すぐに「50人を超えるもの」という記載がありますね。資本金が50億を超えているけれども、従業員数が50人以下という企業はないんですかというお尋ねだと思うんですけども。総務部次長。

○総務部次長（朝倉）先ほど下のところを見ていただきたいと言ったのは（7）、7号の「10億円を超えるもの」ですから、当然50億も入ります。7号です。ですから、10億円を超えるもののうち、従業員が50人以下ですから、このところに入っています。よろしくをお願いします。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。宮坂議員。

○10番（宮坂）省エネ改修のところで確認させてほしいんですけども、要件として窓の改修から4件あって、①窓の改修工事を含む工事を行うこととあるんですけども、これは窓の改修工事のみでもよろしいのか、それとも窓の改修プラスその他の工事をしないといけないのかということの確認と、もう1点確認させてください。家屋の部分改修をした場合に、例えば改修面積が100平米としますよね。その場合は、家の家屋全体が200平米として、120平米まで適用とあるんですけども、100平米までしか認定されなかった場合に、最大で120平米まで減免されるのか、それとも100平米までなのか。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）現在来ております国からの説明では、1を含む工事、ですから、1と2、あるいは1と3、1と4。実は、詳しく説明申し上げませんでした。省エネ基準がございますけれども、その部分をクリアしようとすると、どうも複合的にせざるを得ないのではないかというふうに考えております。

それから、改修工事が200平米のうち100平米なされた。限度は120平米までですけども、当該改修工事をした部分ですから、100平米部分について軽減措置、3分の1軽減、3分の2課税という考え方になります。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより承認第1号について

て採決を行います。お諮りいたします。

承認第1号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第7、承認第2号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 承認第2号、専決処分をした事件の承認について。平成20年度海田町老人保健特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ932万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,629万7,000円とするものでございます。特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、本年5月28日付で専決処分させていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(原田) 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長(加藤) それでは、承認第2号、専決処分をした事件の承認についてご説明をいたします。議案12ページの承認第2号、平成20年度海田町老人保健特別会計補正予算(第1号)及び資料3の「補正予算説明書」をお願いいたします。平成20年5月28日に専決処分いたしました平成20年度老人保健特別会計補正予算(第1号)を地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。専決処分しました内容は、平成19年度老人保健特別会計において支払基金交付金、国庫負担金及び県負担金の交付がそれぞれ法定負担金を下回り、その不足分が20年度交付に持ち越されたことにより、歳入全体で932万3,000円の不足を生じたものでございます。以上の理由により、地方自治法施行令第166条の2の規定をもって、20年度の歳入を繰り上げ、19年度の歳入に充てる繰上充用を行う必要が生じ、議会を招集して補正予算を議決していただく時間の余裕がございましたので、専決処分をさせていただいたものでございます。

補正予算の内容につきましては、資料3の「補正予算説明書」2ページの歳出からご説明いたします。繰上充用金の補償補填及び賠償金932万3,000円を追加し、19年度の歳入不足を補うものでございます。1ページに戻りまして、歳入につきましては、支払基

金交付金、国庫負担金及び県負担金を合わせまして932万3,000円は、それぞれ20年度交付に持ち越された交付金等の不足分を追加するものでございます。

それでは、補正予算（第1号）をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ932万3,000円の追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,629万7,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。今、補正で932万3,000円というのが上げられて、主な理由が歳入不足というのがご説明にありましたが、その歳入不足の大きな中身、原因は何なのか、お尋ねします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）これは支払基金及び国・県から交付されます医療費に対する法定負担分が予定どおり交付されれば赤字にはならないんですが、国・県等の予算の事情により、当該年度には支払いができないということで翌年度に回り、赤字となったものでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）そうすると、国や県の支出がおくれているということになれば、これが、じゃ、もとどおりにもどったらまた補正で対応するのかなどか、お尋ねします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）これにつきましては、20年度内において今の翌年度に繰り越された部分についてはこの1年度の間の間で収入がされますので、それに応じた対応はしていかなければならないと思います。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより承認第2号について採決を行います。お諮りいたします。

承認第2号については、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたします。

この際暫時休憩をいたします。再開は13時といたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 11 時 20 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第8、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。

地方自治と暮らしについてお尋ねいたします。今の社会状況は、格差社会が進行する中で新しい貧困というものが生まれております。後期高齢者医療制度の実施、消えた年金の問題、青年層を中心とした不安定で使い捨てとも言われるような雇用形態の広がり、人間が人間らしく尊厳を持って生きていくことが脅かされている時代になっております。こうした実態に怒りをもち、国にも発言をし、高齢者、障害者、青年、まじめに働いている人たちの目線に立って、その人たちと生活実感を共有しながら最善の努力をしていくことが国も地方も最大の政治課題だと考えます。具体的にお尋ねいたしますが、こうした中で、町民の安全・安定した暮らしを守ることがとりわけ急務ですが、町内外の行動、町施策に活かすその努力はどのようにお考えですか、お尋ねいたします。

2つ目には、町政活性化とまちづくりについてお尋ねいたします。庁舎の建設と移転場所は町民の一番の関心事であります。そのことによって町民に夢と希望を与え、また、町全体の活性化につながります。庁舎建設の建設場所について、主に3カ所に絞られていろいろ議論が交わされておりますが、これには財源の問題、建設場所の土地の条件と見通し、複合施設の建設などで行政サービスの向上、安全と防災、そしてそれを通じた新たなまちづくりの起爆剤とするためには駅前が最適と考えますが、どのような見解なのか、お尋ねいたします。

あわせて、文化ホールや他の公的施設の併設が必要と考えますが、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。

続いて、後期高齢者医療制度についてお尋ねいたします。高齢者の人間としての尊厳

を否定し、差別医療を押しつける後期高齢者医療制度がスタートし、保険料の年金からの天引きも実施されました。高齢者と国民の怒り、医療現場の抗議の声がますます広がっています。各地の医師会が反対や慎重を表明しております。とりわけ中国地方は、広島、岡山、島根、山口の各県の医師会が反対表明をしております。全国では27都府県となります。これは5月7日現在のものであります。自民党内からさえ制度を見直す動きが出ております。後期高齢者医療制度を考える議員連盟の4月17日の初会合には、代理を含めて91人の自民党国会議員が参加しております。この制度への国民の怒りの大きさ、抗議の声が与党をも揺るがせております。後期高齢者医療制度を中止・撤回しかありませんが、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。

2つ目には、この制度に関して町民から苦情や問い合わせが何件ありましたか、お尋ねいたします。

3つ目には、この欠陥だらけで批判の強い制度に対してどう対応されますか、お尋ねいたします。

次に、医療費対策についてお尋ねいたします。長引く不況や医療費の引き上げ、介護保険料や利用料などの改悪などで、医療費の負担に苦しんでいる町民が増えております。とりわけ国民健康保険法第44条、医療費の支払いが困難な方には支払いの減額、免除、徴収猶予ができると定めております。海田町でもこの法律の趣旨に沿って対象基準や減免などの基準を定める要綱をつくり、この制度を実施することが必要でありますし、早急に要綱をつくり、広く活用すべきではないですか。免除、徴収猶予の方策を講じるべきではないですか。町長の見解を求めます。

次に、生活保護に対する水道料金等減免についてお尋ねいたします。今年度から、生活保護世帯に対する水道料金等福祉減免を廃止しておりますが、少なからず不満の声が出ております。理由はいろいろあると思いますが、弱者救済の立場から復活するよう提案いたしますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）佐中議員の質問に答弁いたします。

まず、地方自治と暮らしについての質問でございますが、後期高齢者医療制度や年金記録に関する問題等により、町民の間に混乱が生じていることは事実でございます。しかし、現在、国において、これらの問題の是正に向け、取り組みがなされているところでありますので、この国の動向を注視しながら、今後、町レベルで取り組めるものがある



れば実施していきたいと考えております。

続きまして、町政活性化とまちづくりについての質問でございますが、第1点目については、9回にわたる庁舎建設特別委員会での慎重審議を経て、このたび中間報告が行われることとなっておりますので、町民意向調査の結果や中間報告の内容を尊重し、各種団体の意見を参考に最終的に判断してまいりたいと考えております。

2点目につきましては、これまで文化ホールなどの複合施設につきましては、庁舎の位置が決定し、庁舎の機能等について検討する段階で、費用対効果を十分に勘案しながら議員の皆さんと一緒に検討してまいりたいとお答えしてきました。しかしながら、先の特別委員会において、3カ所の候補地について複合施設の有無も含めて大まかな案を示すようにとの資料請求がありましたので、今後、建物の概要や概算事業費、災害時の対応、複合施設の有無に加え、複合施設を併設した場合の将来の財政負担等に関する資料を作成してまいりたいと考えております。

続きまして、後期高齢者医療制度についての質問でございますが、1点目については、現在、国において制度の運用見直しや新たに低所得者に対する保険料軽減措置の拡充などが検討されているところでございます。当面、広域連合や市町におきましては、今後の国の動向を注視しながら、現在施行されております法律に基づいて事務を遂行するものでございます。

2点目につきましては、広域連合から保険証を送付した3月中旬から、1回目の年金天引きがあった4月中旬までの合計で約200件となっております。

3点目につきましては、窓口や電話での苦情や問い合わせには丁寧にわかりやすく説明することを心がけ、また、現在も出前講座を続けて実施し、より多くの皆さんに理解をいただけるよう努めております。

続きまして、医療費対策についての質問でございますが、基準の整備を行い、保険医療機関等での一部負担金の減免を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、生活保護に対する水道料金等の減免についての質問でございますが、福祉施策に係る減免については、生活保護世帯、障害者世帯、寝たきり老人世帯、ひとり親世帯に対し、水道料金及び下水道使用料の基本料金等を減免してまいりましたが、行政改革の1つといたしまして、本年4月から生活保護世帯に対し、保護費の生活扶助費の中に光熱水費として水道料金、下水道使用料が含まれており、基本料金のみではありますが、これを減免することは二重給付になると考えられることから、減免を廃止いた

しました。この減免制度を復活してはどうかとの議員の提案につきましては、廃止の趣旨からいたしまして非常に難しいと考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）地方自治と暮らしの問題、私は将来のことを考えて判断するといいますか、末端の政治家ですから、日本における将来の問題、あるいは海田町における人口増の問題とか、あるいは町民の暮らしの問題、こういうことをいろいろ考えるんです。地方自治の役割というのは、私は何回も言うんですが、第2条の中に明確にこのことがうたわれておるんですね。これは住民の安全・健康・福祉を増進させる。暮らしを守ることが地方自治の役割の大きな柱なんです。今考えるのに、例えば労働者をワーキングプアといいながら、非正規社員で年間の収入が少ない。少子化対策といろいろ言われますけれども、実際はこのまま放置すると少子化を延々と伸ばしていくような方針。それから、医療の問題でも後期高齢者の問題、今より悪くなっていくというように私は考えるんです。本当は社会が発展するに従ってよくならなければならないのに、逆に悪くなっている。ここに歯どめをかけんかったら、皆さんの暮らしを守ることができんのです。こう言うたら、議員の中には「国会議員みたいなことを言う」と言う人もおられますが、しかし、原因を明らかにして、そこを改善せんかったら、いつまでたっても暮らしを守ることができんのです。だから、私は地方自治の本旨に基づいて、町長は町民の代表ですから、いろんな会合に行かれるんですが、私はこのことを主張してほしいと思うんですが、この見解をまず最初にお尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確におっしゃいますように、現在の社会情勢は、昭和23年のベビーブームを発端に、物すごく人口が増えた。この人口が増えたのは大体地方から人口が増えたんです。現在は逆に中央といいますか、都会で人口が増えて、地方はほとんどそういう人口増がないということを、この間も研修に行きましたら、大学の先生がそういう講義をされました。しかしながら、我がまちは我が町で守ることが基本でございまして、おっしゃるように、我がまちに住んで本当によかったという行政をするのが私の使命と思っておりますし、また、県の町長会とか各種団体のいろんな会合にはそういう意見を十分に述べて、海田町のためになる、また地域のためになることを一生懸命やっていくつもりでございますので、今後も一緒にそれを協調していきたい、こういうふうに考えています。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）町長の姿勢というのは大体わかりましたけれども、労働者が都会に集中する。ということは、企業が中心の今の政治ですから、企業が栄えるために田舎から労働者をつくる。私から言わせれば労働力の再生産、これがまちの中に集中する。しかし、よく見ると、日本の食糧危機、今非常に問題になっていますけれども、世界で言う食糧危機も含めてですが、日本の穀物、これが30%台。こんなに発達した社会の中で、自分のところの自給率が30%台という、これは恐ろしい世の中です。私は何回か言いましたが、幾ら高度な武器を持つよりも、食糧を握っておった方が強いんですよね。この政策を改めなかったら、餓死寸前の人が、世界もそうですが、日本の中でも2年、3年、天候不順というようなことが起きたら必ず起きる。それでなくても10年前にはそういうような問題が起きたから、それらを含めて本当に日本の国民のことや町民のこと、全体のことをやっぱり地方自治の本旨に基づいて町長がその先頭に立たないといかんというように私は思うんです。特に労働者が集中したこの海田町では、日本の縮図と言われるような、こういう今の海田町の中におるわけですね。そうした中で、労働者の暮らしを守ること、あるいは高齢者の暮らしを守ること大きな柱の1つに今、話題が上っておるわけですね。だから、人口がどんどん減っていくのも、海田町だけではどうにもならないけれども、しかし、町民の代表として町長がここに籍を置かれる以上は、働く者が中心となって、結婚ができるような条件、あるいは子どもを育てるような条件、子育てのそういうのはかなり力を入れていただいておりますが、それ以前に、子どもをつくる条件をやっぱりつくっていかなかったら、海田町の人口は増えないし、町政の活力も出てこんというように思うんです。その辺をもう1遍お尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにご指摘のように、人が増えないとやっぱりまちも活性化しませんし、人によってまちも大きく変化もしますし、潤うことがたくさんあるというふうに私も思っています。現在の海田町の人口の推計を見ましたら、今3万人弱の推計がずっと進んでおるんですが、それじゃ、そのために何を海田町はしたらいいのかということは、ただ行政だけじゃできない問題もたくさんあります。また、今言われるように、農業問題にしましても、地産地消の問題で、つくったものが町内でもかなりさばける、食べていただけるということも、JR、安芸農協なんかともタイアップをしながらいろんな問題を解決したいと思います。とにかく活力あるといひますか、海田へ来て住んでみたい

というふうな形の行政のために今後何をするべきかということをまたいろいろ案をつくってみまして、議会の皆さんに相談をしながらやっていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）農業の問題は、海田町は100軒前後しかないので、大事なことはあるけれども、そう重視しないけれども、私が一番心配するのは、労働者が今、使い捨てにされておるんです。だから、年金の問題も医療の問題も高齢者にしわ寄せが行くような、こういう状況に来ておるんです。海田町の企業だけでも正規の雇用にするような宣言をやっぱり町長はすべきじゃと思うんです。そうせんかったら、身分が不安定で、非正規社員で派遣会社からどんどん行っても、なかなか安定した生活を得られないし、将来も物すごい不安になってくる。私はこのように思うんですが、海田町の企業の中に、今、派遣会社とかいろいろもうけのことを、会社をやっている。しかし、日本全体から見ても、今の政治の中では何をどうしていいか、道に迷った状況で、非常に不安定になってきておると思うんです。やっぱりこのことの道筋を示して、海田町はこうなんだというのを施策の中にも入れていくべきだと思うんです。それが、具体的に言うと、正規の雇用を町長として海田町の企業の中に申し入れをする、このぐらいは私はやってほしいと思うんですが、それはどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに企業へ申し入れたりいろんなことの提言とかお願いに行くというのは、私も以前から「ぶらり訪問」とかタウンミーティングで各企業を回らせていただいております。そうした中で、各企業ごとにそれぞれ特徴があると申しますか、食品会社とか、また鉄鋼関係、いろんな形で千差万別と申しますか、それぞれで企業努力をされております。そして、じゃ、町が何をしたらいいかということを含めて、今まで以上にぜひまた出かけていっていろんな意見を聴取しながら今後進めていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）続いて、今度は町政活性化とまちづくりの問題についてお尋ねいたしますが、特別委員会をつくってこれまで9回委員会を開いて、委員会も右往左往しながら今日まで来ておるわけですね。私はこの通告を出したのが5月7日です。庁舎特別委員会は5月23日が今までの中で最後の特別委員会ですね。しかし、この中でいろいろ新し

い問題が出てきた。1つは、アンケートをとって、その結果が出てきた。町民プールの跡地がいいと。よくよく真剣に考えてみると、かがつの底みみたいな、どんぶりの底みみたいなところのそういう海田中学校のプールの跡地。一たん津波であるとか、あるいは大潮、高潮の中で水没したら、一番災害に強いと思ったところが一番災害に弱いというように私は判断するんです。その証拠には、町が配布されたこうしたマップ、ここに明確に出てきておるんです。1つの場所の選択としては確かにそうかもしれませんが、いざ災害になったときに、例えば何が災害かということになるわけですが、地震で土地が避けたとか、段差が出たとか、いろいろ言われますけれども、一番の問題は、海に近いから、浸水というのが一番大きな要因ではないかと私は思うんです。それでなくても、中学校のプールのところまで今のクリークの水が押し寄せる。ちょっと水位があれ以上上がったら水没してしまうというのが予測されるんです。しかも、大潮のときは海拔ゼロメートルどころかマイナスになってくるんですね。こうしたところに庁舎を建設するというのは私はあまりにも災害対策を考えていない場所になるというように思うんです。だから、議会として慎重審議をすべきだと。そのことを問いただしてもなかなか答弁がないんですが、本会議の中でこの中学校のプールの跡地に、これから見た、庁舎をもしあそこにつくったら、災害対策についてはどのようにお考えですか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにご指摘のように、町でいろんな調査をしたり、ハザードマップをして皆さんにお示ししております。その中で、現在、地球環境の問題も含めて何が起こるかわからないというふうな非常事態宣言のようなことがたくさんございます。そこらを含めて、今回設置いただきました調査特別委員会も一緒になってそういう審議をしていただきながら、町民の意向も十分聞きながら、議会の皆さん等のご指導をいただきながらやっていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）その審議ですけれども、3カ所を提示されましたね。役場だけしか建たんのなら、3カ所どこで決めるかということは選択できるんですが、審議の中身が、場所によっていろいろ条件が違ってくる。こうすれば、場所と庁舎の建設の概要が全くなかったら私は判断ができない。しかも、議会の中で決めたのが、庁舎の建設について調査・検討を行うというのが本来の姿ですね。ということは、我々は議決機関にあります。

向こう側は理事者ですから、執行機関ですね。出された議案に対して調査・研究を行っているんですから、どんな議案が出てても議会として対応できる、そのために調査・研究するんです。我々が提案をするわけじゃないんです。委員会で過半数以上でその場所を決めたとしても、本会議の中で3分の2の条項がありますから、提案されたものが可決するかどうかということになるわけですね。だから、場所と建設の中身は1つのものです。何でかという、条件が全部違うから。これを出して初めて私は審議の対象になると思うんです。いろいろ議会の中で私はこうしたい、ああしたいと言うけれども、今までは議会で採決していない、委員会で採決していないから、提案されたもの、説明を受けたものしか私どもは判断できないんです。思い思いで皆、駅前に建つとか中学校とかというのはみんな一人ひとり違うんですよ、考えが。その基準になるもの、だから、詳細にはいいですが、具体的に出すべきじゃろうというように思うんです。そうすると、部長が今まで答弁されたのは、6月の議会までにはどうしてもやってもらわにゃいかんのじゃと。特にJ R高架事業においては、更地にして、これで初めて県と交渉ができるような答弁を今までされておるんですが、この議案と、議案というのは行き場所と庁舎の建設、それと時期、この問題を明確に答弁してもらいたい。というのは、私どもは慎重審議したいから、時間をかけてやりたい、このように思うんですが、何か今までの答弁を聞くと、6月まで、7月まで……。7月までというのはいないけれども、5月、6月というのが盛んに出てくるんです。そうしたら、議員の方も焦って、場所だけ早う決めよう、決めようというて、あとはどうでもいいというような、そんな状況になってきておるんです。だから、3カ所のどういうものをつくるかというのを、それは今精査して出す予定だという。そうすると、今度は時期の問題が出てくるんですね。これを、皆それぞれ議員がおるけれども、議員が皆ばらばらなんです。私どもは慎重審議で、県の、J Rの仕事をしておるんですから、もっと延びてもいいと。それぐらいの余裕は当然あるというように思うんです。そうでなかったら、早く整備して、私は議案として、議案資料として出すべきだと思うんですが、それはどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに9回も審議、特別委員会を開催していただきまして、いろんなご意見が出たことは承諾しております。その中で、今ご指摘のように、各場所によって、建物の構造とか、駐車場のスペースとか、全部変わります。そういうことを含めて、先般ご指摘のあった、ここじゃったらこういうものができる、そのためにはこういう施設が

要るということも、ある程度今、担当に言って指示していますので、それを含めて今後、これだったらこのぐらいの時間が必要とか、これでしたらどれぐらいの日程が必要だということをあわせて公表していきたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）話が前後しますけれども、今までの説明を伺った中で、中学校は広島市と持ち分が3分の1と3分の2の割合で持っておる。いろいろ審議の中でお話を伺うと、広島市が3分の1全部買えというのが出てくるわけですね。部長にいろいろ聞いても、協議をして今から決めるんじゃないと言うんですね。そうしたら、今の時期の問題、先に場所を決めて、交渉して協議をしているいろいろやって、やっぱり広島市は全部買えということだと。どうにもならんよということになると、また我々が返さにゃいけんわけよね。そうすると、議会としての役割を果たせないから、広島市のそういう持ち分が結果的には今までの交渉の中でどうなのか、今からどうするのか、協議中なら協議で、じゃ、いつまでにそれが解決できるのか、それをお尋ねします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）プール跡地の広島市の持ち分の件でございますが、これはまだ正式には広島市からそういった広島市のご主張は聞いておりませんので、何ともお答えしにくいところでございますが、仮のお話として、仮に広島市からそういった主張があったとしても、我々とすれば、旧瀬野川町時代に結んだ協定がございますので、そういった主張をしていくということになろうかと思えます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）主張をしたり協議をしたりするのは当然のことですね。しかし、広島市の財政状況を見ると、今の39億評価をされて、海田の中学校の敷地ですね、話を聞いておるんですが、その3分の1ということになると13億ですよ。広島市の財政状況から見ると、あるいは合併の問題で否決をしたということになると、少々吹っかけてくる。吹っかけてくるというのは、額でなくて、全部買えということが想定されるわけですね。今から協議するという、あるいはそのことを主張する、これだけでは私は議会は納得できんと思うんです。何でかという、我々には提案権がないんです。しようと思ったら、16対1ですね。1つ欠けておるけれども。そうでなくて、執行部に提案権があるんですから、提案をして、これでいいですかというのが提案されて初めて議会が判断できることになるわけですね。これが全くなくて白紙状態というか、いろんな案があるから、議

会が右往左往するわけです。我々はそうでなくて、出されてきたものについて、いいか悪いか判断するのが議会の議決する役目なんです。これが具体的でなかったら、ずっと延びてしまうんです。我々は監視したり、あるいは意見を言うたり議決権を持ったりするわけです。この議決権というのは16対1なんです。ここを明確にしていったら、決めた中身、調査・研究をするというのは、これは去年の9月7日に議会で決めておるんです。ですから、この議決した趣旨からいうと、執行部が提案されたのに我々は調査・研究をして、何が出てもいいように委員会で研究するのが我々の役目なんです。この具体性が執行部に欠けておるから、ずっと何回開いても同じことで、このままじゃったらだめじゃと。3分の2の議決がとれないという今の状況に来ておるわけです。ですから、私の言うように、3カ所具体的に、骨子だけでもいいです、複合施設をつくるのなら、何をどこにするかという、これを固めて執行部が提案をしてくれなかったら、幅が広い、みんなそれぞれ議員が主張するのが、自分が通そうと思うから、16人が町長になってしまっておるわけです。やっぱり執行部は執行部で責任を持った提案をしてもらわなかったら私らは困ると思うんです。この辺はどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確におっしゃいますように、3カ所においても、先ほど申しましたように、いろんな条件が出てくるわけでございます。それによって、どういうふうな形で皆様のご理解できるような形のものを提案して、また議会で議決をいただく最良のものをつくっていかなきゃいけないことは十分承知しております。しかしながら、現在、先ほど話が出ております市の共有部分の問題につきましても、今まで何十年間放置されていた、そのことについても市とのいろんな交渉がそう簡単にスムーズにいかないと私は思っておりますし、また、ほかの土地におきましても、この庁舎の跡地につきましても周辺の土地の問題とか、駅前につきましても千葉倉庫さんとかＪＲの問題も含めて、非常に難題があるところもたくさんある、そういうことを自負しておりますので、ある程度固まった時点で改めて議会の方にあわせて提案してみたい、こういうように思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）それでは、6月議会までにほぼ行き先を決めてほしいというのは撤回なんでしょうか、どうですか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。



○町長（山岡）確かに私ども、このときは早くやりたいという気持ちで十分おったわけですが、先ほど申しましたように、いろんな条件がどんどん出てきましたり、今、アンケートの結果でプールサイドの問題も含めていろいろ難題が出てきましたので、6月議会には、とてもじゃないが、いけない。それと、県が、この連続立体交差の立ち退きの問題が、何回か部長と局長のところへ話に行きましたが、なかなかスムーズないい返事をしてくれないんです。そういうことを含めて、6月は難しいんじゃないかというふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）重要な問題なんです。いつまでに決めにやいけんのかという問題。そのことによって委員会の回数やら、あるいは私ども、この後に述べますけれども、駅前にまちづくりをどういうように進めるかという問題で、全国のすぐれたところで勉強も私どもはさせてほしいと思います。この時期の問題は、延びに延びたとしても、どのぐらいまでが大体いいのか。JRの高架事業の関係で、24年度までには庁舎移転をさせるというのがあるので、その手続きを逆算していくとどうなのかというのが物すごい不安。明確でないんです、今のところは。だから、来年の我々の選挙が3月にありますが、まず、延びたとしてもそこまでは延ばすとか、あるいは選挙が終わっても、その協議できる条件がまだあるとかというような、明確でないんですが、その辺をお尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにご指摘のように、我々にとっては一日も早くスムーズに仕事がはかれば物がスムーズにいくんですが、県の対応、今回の連続立体交差が県の事業でございまして、再三、前から何十年かけてこの問題をいろんな県との折衝で、県の方が毎年、2年に1遍ぐらい担当がほとんどかわってきたりしておるんです。そういうふうなことで、県にも昨年、7年延長というふうな、財政的な問題も含めて我々へ提示されておるんです。それについて私も、これが決まらんと我々も事が進まないということを再三この間も局長にも申し入れたり、副知事の方にも言って、何とかしてくださいということも再三申し入れていますので、できるだけ早いうちにある程度の骨子、例えば16億円出すとか、15億円庁舎の移転で出るとかということが出れば割とスムーズに物が進むんじゃないか、こういうふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）今までの私の質問の中で大事なことが明確でない。1つは、土地の交渉

の問題で、駅前にしても、ここの庁舎の東側にしても、プールの跡地にしても、全然具体的でないんですよ。特に私は中学校は広島市が、じゃ、13億払えと言うたらどうするのかと。それを先に聞きます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに広島市の交渉もまだ入り口でございまして、どういう形で、どちらにしても、市も議会議決がないといけんような大きな問題だと思いますので、そこらを含めて我々も慎重にしますが、広島市も慎重にその数字の提示とか交渉事が今から始まっていく、こういうふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）何回追及しても同じことですが、もう一つ、それじゃ、災害の問題で、プールの跡地。個人的には私は家が近いから、非常にいいと思うんです。だけれども、もし災害という、例えば大潮であるとか瀬野川の土手が切れるとか、あるいは高潮で津波が来るような場合に、すり鉢の底みたいなところに建つと、その災害で、本部をつくることもできないし、住民もそこに寄ることもできないんです。これはプールの跡地へつくるのに非常に一番大きな障害となると私は思うんですが、これをどう考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）先般の特別委員会でそういった資料を次回の委員会までに整えるようにというふうなご要請がありましたので、今、担当の方で検討いたしておりますので、それができ次第、特別委員会にお示しさせていただくことになろうかと思います。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）これは私がつくったんじゃないんですよ。執行部がつくったんですね。それで、中学校まで行ったらこれで、中学校そのものは0.5メートルじゃけれども、あと2メートルから3メートルの水没があるというふうなね。具体的じゃないですか。これは全家庭に配られたと思うんです、広報と一緒に。ここに私は大きな問題があると思うんです。それを議会が何にもチェックしなくてこの場所につくるということは問題があるし、執行部はどう考えておるのか。このことが私は大きな問題、あるいは議会としての責任があると思うんです。だから、資料を出すというのは、例えばその資料を出しても、結果的にはこれと同じだと思うんです。なぜそういう答弁ができんのか、お尋ねします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）現実には3カ所の候補地について当然検討してまいりましたし、今の洪水マップに基づいても、それは3カ所についてそれぞれ検討させていただいた上で資料を提供させていただくということになるかと思います。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）何回言うても同じですから、次に移りますが、私は駅前をずっと主張するんです。今まで総合病院的な役割を果たすような機能という主張をしてきましたが、いろいろ検討するのに、海田町内の医療機関はかなりあるんですね。近所には大きな病院が近くにはあるということから、この際、町政活性化の問題で町が健康づくりのアドバランをぼんと上げると。駅前に人間ドック1泊できるような、そういう施設を庁舎の建設と文化ホールとをあわせてするのも1つの案だと。その上には、今は健康をお金で買うという時代ですから、健康のトレーニングセンターみたいな、健康づくり、そういうのをあわせて海田町が健康づくりのまち宣言というようなので、町民にそういう機会を与えながら国保の減額、そういうこともできるし、私はそういうことを主張したいんですが、町長はどう考えられますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにご指摘のような案も各ゼネコンさんなんかもいろんな立地条件でいいんじゃないかという案をいただいております。しかしながら、やはり医師会等にしましても、各種団体にしましても、企業にしましても、それぞれ皆事情がございますので、今度提案をした案をどれだけ理解をいただいて、これは大きな議論の場がわかってくると思いますので、そこらを含めて検討していきたいと思います。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）ぜひ検討の1つに加えていただきたいというように思います。

次に、後期高齢者医療問題でお尋ねいたしますが、この問題で県の医師会あるいは安芸地区の医師会が緊急声明を出しておられるわけですね。特に安芸地区の医師会は後期高齢者診療料の届け出算定を自粛するというのがあります。このことだけ見たらわからないのですが、主な病気をして、医者が主治医を持って、ほかには行かせないような仕組みが今までの後期高齢者のそういう精神ですね。これを無視して、例えば糖尿があつたら糖尿、循環器の問題があつたら循環器とか、いろんなことで複合して受診ができる、これを主張しておるのが医師会なんです。県の医師会もそうなんですが、こうい

うことになる、国の方針より逆らった方針でそれが実施されるということになるんですね。これをどのように見ておられますか、お尋ねします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）主治医制ということなんですけれども、現在県内で届け出があったのは、広域連合からの報告ですが、109の医療機関だけということでございますので、医療区分の中でのそういう医師会等の判断でございますので、町として判断、この是非についてなかなか回答するのは難しいでございますけれども、内容的に実際に見直しの対象となることとしてまた議論がされることだと考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）先ほどこの問題で町長は200件余り苦情があったという答弁をいただきましたが、広島県内の市長会、これは国に、意見書じゃないけれども、要望書を上げておるんですね。広島市は特に8,000件近いそういう苦情があつて、市長が説明不足と、理解を求める努力が足らなかったというコメントを出しておられる。海田町はこれについてどのように思われますか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）一応市町についてはこの法律の中で定められた事務を執行していかないと、現実には高齢者の方が医療を受けられない状況でありますので、これを行うためにやはり市町としては自分の役割として説明は必要であるということで続けてまいっております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）この200件という、いろいろ苦情があったわけですが、この説明をされたと思うんです。けれども、私が聞いた中では、全部が全部ではないでしょうが、明確な答弁がなくて、不満を余計抱えて帰ったという声を二、三聞きましたが、やっぱりこれはやる方もやられる方も余りわかっていないというか、状況が把握できていないということで、結果的には不満がいっぱい残って、非常に苦情が殺到しておるんです。この辺はどのように思われておりますか、お尋ねします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）やはりご理解をいただけない部分については、この制度自体のものと、年金からの天引きであると思います。内容的にこちら辺は、ここがこういうことでこれが決まったということがやはり担当の市町において明確に答えることがなかなか

できない部分で、非常に我々も苦慮いたしておりますけれども、ご理解をいただけるような努力は続けていきたいと考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）後期高齢者の医療問題、町長にお尋ねします。75歳以上という枠組みで分けるからいろんな問題が出てくるんです。本来であれば1つの保険で、国保であろうと、会社の医療保険であろうと、共済であろうと、全部1つのものが本来の保険の役割をするんです。ところが、今、75歳以上の枠組みをして、今まで息子の扶養になっておったのを、それが無料だったんですが、こういうような状況で1割負担をさせる、あるいは診療も1割負担をするというようなことで、それに関連する医療費も全部上がってくる。皆、負担をしていく。国が一番これで負担率を将来にわたって軽減をするような仕組みをつくってきっておるのが問題なんです。ですから、いわゆるうば捨て山になる、このことを言っておるんです。本来なら、日本の社会のためにお年寄りがずっと貢献をして今の社会があるわけです。これを無料にするのが当たり前のことなんです。それが逆に、今までの答弁なんかで見ると、県内が国保でばらばらであったから1つにした方がいいとか、いろんな意見が出たりしておりますが、しかし、本来なら保険というのは1つにすべきなんです。これを分けることによって非常に困難を来しておるし。私は撤回しかないと思うんです。もとの老人保健に戻して、そこから本当に高齢者のための医療保険をやっぱりつくっていく、このように思うんです。この問題はこれが最後ですが、町長のその腹づもりを。撤回しかないと思うんですが、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この問題も、私が申すまでもなく、毎日、新聞とかテレビで非常に国を揺るがすぐらいの大きな問題となっております。しかし、我々市町村としましては国の制度に従って、また国保連等も連携をしながら、指導を受けながら今日までやっておるわけでございますので、我が町でどうかということとはなかなかはっきりした明言ができないのが現状でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）幾らやりとりしても大体同じ答弁なので、次に進みますが、今の国保の関係の医療費の支払い困難の問題。町長は今から整備をする、基準を設けると言われるので、今後を期待しております。これはこれで進めます。

次に、生活保護に対する水道料金、二重になるから払わないと。じゃ、生活保護世帯、

国保は免除されて、医療費も免除される、これは二重じゃないですか。これと同じことが言えるんです。二重だから措置をやめて、町の支援をやめるという答弁が返ってきたんですが、でも、よくよく考えると、国保税は生活保護世帯は免除されて、医療費も免除されるんですね。そうしたら、それは二重じゃないですか。もっと助けてあげるのが町の姿勢。先ほど私が一般質問の最初に質問したように、住民の暮らしの問題は非常に生活困難で、しかも、海田町はそうでもないけれども、全国的には3万人の自殺者が出る、あるいはネットカフェ難民とか、暮らしの問題について全然手を差し伸べるところが今の政治の中では全くないと言っていいほど過激というか、なってきたおるわけです。少しでも、やっぱり海田町はこういうまちづくりを進めておる、弱者救済のためには、わずかな金ですから、そのぐらいは私はやってほしいと思うんです。広島市なんかはずっとやっているじゃないですか。どうなんですか、それは。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにご指摘のようなことが他町でやって海田町でできないかというご指摘じゃろうと思いますけれども、我がまちとしましても、行政改革の一環としていろんな財源の縮小とか歳出歳入の問題をバランスシートのことをやっていきますと、非常に厳しい財政を強いられながら町民の皆さん方に負担をいただいたことが今日の町の行政でございますので、そういうことを踏まえて現在、今させていただくこともあるし、まだもう少しというような、人間というのはここまで行きや次の問題というのが必ずあるというのをご承知いただきまして、できるだけそこらを我慢してやっていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）次に参ります。5番、西田議員。

○5番（西田）5番、西田です。大きく3つの質問をいたします。

まず1点目、暫定税率廃止の対応について伺います。道路特定財源の暫定税率廃止により自動車重量譲与税等と地方道路整備臨時交付金の影響が見込まれていましたが、4月30日にその暫定税率の復活が決まりました。しかし、一方で税率失効期間の歳入欠陥に対する財源補てん措置が明確にされていません。このように、国の動向が極めて不透明である中、財源確保が未確定と思われますが、現時点での本町の状況及び対応はどのようになっているか、具体的に次の質問をいたします。

1点目、税率失効期間の減収分の影響はどのくらいか、また、その措置はどのようになっているか。

2点目、減収の場合には事業の優先順位はどのように考えられているか。

3点目、第3次総合基本計画の後期実施計画や財政健全化計画及び借金返済への影響が今後考えられ、見直してはどうか、お伺いいたします。

次に、大きく2点目、後期高齢者医療制度の運用についてお尋ねします。平成20年4月から、75歳以上の方や一定の障害のある65歳以上の方の後期高齢者医療制度が実施されました。運用主体は広島県後期高齢者医療広域連合で、被保険者証の発行、保険料の決定、医療機関への支払い、高額療養費の支給などを行うようになっています。なお、各種申請の受け付けや被保険者証の引き渡し、保険料の通知や納付などについては、被保険者、対象者の利便性を考え、町が窓口となっています。本町も相談に対応するための説明資料、リーフレットなどを充実させる必要を感じます。そこで、次の質問をいたします。

1点目、後期高齢者医療の説明資料、リーフレットなどですが、はどのようなになっていますか。

2点目、後期高齢者医療保険の苦情をよく聞くが、実態はどうか、また、給付方法、保険税率、保険料の軽減措置など、窓口での対応はどのようにしているか、お伺いします。

3点目、リーフレットや説明書をよりわかりやすくするため、研究会の新しい設置や事例のデータベース化及びその漫画化を一般に公募してはどうか、お伺いいたします。

最後に、大きく3点目、指定管理者導入後の対応についてお伺いいたします。指定管理者制度の一般的な意義は、管理運営経費の削減による地方公共団体の負担の軽減と、施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性を図ることとされています。本町の指定管理者を導入した施設は、コスト面では予算・決算である程度削減されているものの、サービス面については感覚的なものが多く、それを数値的に評価した報告がなされていません。そこで、次の質問をいたします。

1点目、指定管理者を導入した施設のコストの削減やサービスの充実は具体的にどのようなになっていますか、お伺いします。

2点目、管理者（本町）や指定管理者に対して、利用者、地域の声や要望を聞かれているか、また、改善に向けてそれらが反映されているか、お伺いいたします。

3点目、行財政改革が進み、新しく指定管理者が予測される中、具体的な管理やサービスなど、業務の改善を図るためにも、新しいモニター制度を導入してはどうか、お伺

いします。

以上、大きく3点をよろしく願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西田議員の質問に答弁いたします。

まず、暫定税率廃止の対応についての質問ですが、第1点目については、税率失効期間の減収分の影響額は約400万円程度と見込んでおります。また、その財源補てん措置については現在国において検討されている段階で、詳細については明らかにされておられません。

2点目につきましては、国において財源補てん措置を検討されておりますので、その結論が出るまで道路関連事業の執行を一部保留しております。

3点目につきましては、暫定税率の延長が決まったことにより、今のところ、さほど影響はないものと考えております。

続きまして、後期高齢者医療制度の運用についての質問でございますが、1点目につきましては、19年10月から、広報により「制度の概要と老人保健との比較」などを掲載し、11月に制度のリーフレットを全戸に、3月に小冊子を被保険者に配布しております。

次に、2点目ですが、保険料の苦情、問い合わせは、国民健康保険税との額の比較が主なものとなっております。また、給付方法、保険料率等の窓口での説明は、先に申し上げました資料により説明を行っております。

3点目につきましては、現在、制度の運用見直しや保険料軽減措置の拡充など、流動的であることから、当面は広域連合が示す説明資料をもとに説明を行うことにしております。

続きまして、指定管理者導入後の対応についての質問でございますが、1点目につきましては、コスト面で昨年度の正確な効果額を現在検証しております。サービス面では、指定管理者と定期的に協議を行い、利用者ニーズを把握し、サービス向上に努めるよう指導しております。海田総合公園においては、飲食サービスがよくなったとか、ホームページに施設の予約状況が掲載されたので、利用しやすくなった、また、以前にも増して花が多く植栽され、全体的にきれいになったとの声があったということの報告を受けております。

2点目につきましては、各施設に意見箱を設置し、利用者等の声や要望が届くようにしております。寄せられた意見等については、対応できるものについて速やかに対応し



ているところでございます。

3点目につきましては、来年度更新を迎える福祉センターの指定管理者の選定に当たって、現指定管理者の3年間の運営業務の実績を評価するため、現在、評価項目の内容を検討しております。その中で利用者の満足度の調査項目を検討しているところでございます。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）それでは、再質問させていただきます。まず最初の暫定税率の対応についての再質問なんです、今の現時点で国がいろいろな動向を調査中でわからないという回答が来ておるわけなんです、私も報道機関等でよく聞く話なんです、来年度から一般財源化を図るといような話が随分出てきております。その一般財源化を図った場合、ニュースなどでの情報なんです、20%ぐらい減少するのではないかといような報道もなされてきております。今後この暫定税率の影響が、今年度は一応400万円という回答なんです、それも先ほど言われましたように、一応それが、国がある程度対処してくれるなら、その対応を待ってから実行していくといような回答なんです、来年度からこの問題が随分クローズアップしてくるような懸念を私は持っているわけです。そこで、来年度に向けてのところも含めて、そこら辺の検討は現在なされていないのでしょうか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）道路財源の一般財源化につきましては、確かに今おっしゃったような危惧がされるところでございますが、まだ現時点で国の方針が決まっておりませんので、そういうふうに関の方でどういう、全部道路財源に回すのか、それとも他の財源に幾らか回すのかというのが決まった時点で、多分その時点で影響額がはっきりします、その影響額がはっきりした時点で今の財政収支見通しであるとか実施計画の見直しをするような検討をしていくことになるかと思います。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）私が懸念するのは、やっぱり交付金とか補助金が減少してくると来年度の予算にも影響が出てくる。今、国の動きを待っているという話なんです、本町の予算は大体9月ごろからいろいろ話が出ながら、12月の時点で一応ある程度の確定が出てくると思うんです。国がそこまでちゃんとお示ししてくれるかどうか、それは国がやることです、わかりませんので、あれなんです、要するに国がどういうふう動いて

くるか、そこらの見通し、もしキャッチされておれば、その時期の問題ですね、お伺いします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）現時点ではその時期は把握いたしておりません。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）わかりました。それじゃ、この問題に関しては国の動きを待ちながら、また来年度に向けていろいろ意見等を述べさせていただきたいというように思います。

じゃ、その次に、後期高齢者医療制度の運用についてという再質問なんですが、今日もいろいろ新聞等でも出てきておりましたが、与党案で270万人の保険料9割軽減とか、いろんな動きは出てきておりますが、私が今回質問した観点は、基本的に窓口がその業務を請け負って、それを、やはりいろんな苦情が出てくると思います、制度を実施するに当たって。その苦情に対応できるように、できるだけ個別対応ができるような方法を考えたかどうかと。私も、余裕があれば私なりのリーフレットも考えてみようというふうに、質問書を出す前に思っておったんですが、時間の都合上、私なりのリーフレットができなかったので、お示しできないんですが、資料を見てみますと、いろんな資料をこういう形でつくられていますよね。この資料に基づいて多分説明されていると思うんですが、その中で具体的に窓口で何か問題点が起きたようなことはないでしょうか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）窓口での説明は口頭で行いますので、ただそういうリーフレットの文字だけを見て判断されるということとは違いますので、窓口では割合スムーズに説明はできておると考えております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）75歳以上の方に、いろいろニュース等もあるんですが、わかりにくいというようなことが現実起きてきていると思うんです。そこらの問題もやはり個別的な情報をうまくとらえながら、役場には当然データベースがあると思いますから、そういったデータベースをうまく使いながら、個別に親切に対応できるような、リーフレットをつくるというたらそれは大変ですから、窓口でそのデータベースを活用しながら、あなたの所得はこうですよ、こうなっているからこうですよというような、そういった親切に説明してあげるとなかなかわかりやすいんじゃないかと。こういうこともテレビ等もいろいろやっておりましたので、そこらが現実に行われているかどうか、またはそうい

った方面を検討するかどうか。実際やられるとは思いますが、いかがでしょうか、実態は。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）窓口における対応につきましては、個々、保険税等の比較とか、あなたの今度の高齢者医療に伴う保険料はこうなるということについては、その時々に応じて説明をさせてもらっておりますし、それをデータベース化することについては非常に画期的なことかも知れませんが、現段階では現状の窓口での個別対応においても十分対応できておると思いますので、現状の方法で当面は、まだ制度がどう変わるかわかりませんので、そのことを踏まえながら現状でもってやっていきたいと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）こういう医療制度の問題等も含めて、私は5年前に一般質問で住基カードに関しての、こういう住基カードですね、これは今、役場から発行されているんですが、これが当然有効に使われているとは思いますが、この住基カードに関して質問しているわけです。この住基カードの利点が15項目ぐらい、そのときに質問した中で答弁が返ってきております。その中に、例えば証明書の自動交付機を設置して、住民票の写しとかそういったものを交付することができますよとか、老人保健など資格確認など15項目、その他いろいろあるんですが、この情報がこのカードの中に入るといような答弁を受けております。それを現実には利用しながら活かしていきたいというような答弁が返ってきております。あれから5年たっているわけですが、ここらの活用をやっぱりしっかりしていただいて、高齢者の方は1人ずつ持ってもらわんといけませんが、これを入れることによってその情報がある程度速やかに出てくるような、こういう工夫も現実にはできているはずなんです。この中で記憶容量を持っていますので。そこらが、5年たっているのに何か窓口だけのよう形になってきて、ここらの有効活用が全然できていない。かなりのお金がかけておるんですが。そこらはどのようにこの評価ですか、この中にデータベースが入っておるわけですから、そのデータベースに基づいて個人対応をして、窓口にいろんなサービス、要するに証明書とか説明とか、そういったものができるようになったわけですが、そこらの実態はどうでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）住基カードの方へ話が来まして、ちょっと今混乱しておりますけ

れども、現段階ではご質問のような要旨についての情報関係について入れるということについては、はっきり申しまして、現在検討をしていない状況でございます。今後、国におきまして住基カードの一般的な活用等についても一定の方向性が出てくる可能性もなきにしもあらずと考えておりますけれども、ただ、住基カード、特に高齢者の方に対する住基カードとなりますと、それを何らかの媒体を通じて、ある程度見やすいような媒体に変える必要があると考えております。その中でいろんな情報を入れ込んで見やすい形にするということについては相当な時間と、あとは費用的なものも出てくる可能性もありますので、現段階では私どもの方ではそういうことについて検討しておりませんので、今後そういう場面が、何らかの国の動きが出た段階で研究等をしていくこともあるとは思っております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）5年ぐらい前の分で、私もずっと読み直してみたんですが、一応こういうものを使っていろんな活用ができますという物すごくいい情報、答弁をいただいていたわけです。これが5年たって全然活用できていないような動きが今、答弁の中で返ってきたんですが。それと、国の動向というのは当然見ないといけませんし、その動向を見ながらというのは理解できるわけですが、逆に言えば、市町でもこれは入れることができるわけですね。国を待っておらんでもいいわけで、市町がこうしたい、ああしたいというたら、そのああしたいものを入れれば、それを使えるわけです。だから、そこらを現実にそのデータベースを使って、これを書き込んで、来られたときにその中のものを使えば、今言ったようなことが個別にさっさと、例えば窓口対応だったら印刷物を見ながら、または記録データを見ながら対応されるんだと思うんですが、こういうものを使えば非常に簡単にできるし。当然端末機は要りますがね。それを何かの媒体に替えておけば、私はそういう意味では物すごく有効的にサービスの向上を図れるというふうに理解できるんですが、ところが、今お聞きすると、物すごく消極的な回答になっているので。これも行ったり来たりするような話になりますから、余り言えませんが、これの活用も含めて、そこらを前向きに検討していただく必要があると思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）住民説明をする上での媒体の1つとしてのご提案だろうと思います。先ほど答弁いたしましたのは、現段階ではそういう研究等をしておりませんので、

今後の中でそういう動きも踏まえながら1つのご提案としてとらえていきたいと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）それともう一つは、これを実際に持つのはここの本庁だけだと思うんです。

例えばほかの市町を調査させてもらったんですが、こういうものを使いながら別のところ、要するに公民館とかそういったところでもこのサービスが受けられる。これは高齢者の方々ですね、75歳ですから。高齢者の方々がわざわざここまで来なくても、公民館等でもできるようなことも考えられんこともないんです。だから、そこらの端末機をそういうところに置いてそういったサービス、一番簡単な例は住民票とかああいうものを含めてですが、こういうことも可能なわけです。そこらを実際にこれは端末機を置いたらできるのか、できないのか、それじゃ、その点をお聞きしましょう。

○議長（原田）西田議員、後期高齢者についての質問の要旨なんですが、住民票に至ってのことが通告書にはありませんから、言葉を選んで質問してください。西田議員。

○5番（西田）先ほど言いましたように、住民票も含めて老人保健などの資格の確認とか、こういったことができる、15項目できますよと先ほど私は言いましたよね。だから、それらを含めて、こういったものが、公民館へ行くとそういった情報が出てきて、私の場合には支払いはどういうふうになりますよとか、そういったところが身近でできれば、もっと老人に優しいサービスであるというふうに私は感じて今質問させていただいておるわけです。まず、それができるか、できないか。要するに、ハードは買う買わんは別として、そういうものができるか、できないか、その確認を。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）いわゆる自動交付機的な意味合いになろうかと思えますけれども、これにつきましては理論的にはそれはすべて可能かと思えます。ただ、費用対効果等々、それまでの時間的な経費も考えていく上では1つのご提案としてとらえていくということになろうかと思えます。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）ということで、一応理論的には可能と。あとは費用対効果、いろんな費用がかかるのもありますから、そういった面を今後検討していただくというふうに答弁いただきました。これはこれで一応。何年か後にまた質問をさせていただきたいと思えます。5年たってもまだこれはできていけませんので、しっかりとこういったところは、

投資しただけに、やっぱり有効に使っていただきたいというのが私の思いです。よろしくをお願いします。

じゃ、最後に指定管理者制度導入後の問題なんですが、先ほどの答弁からしますといろんな、飲食は好まれてきているとか、全体的にそういったところがきれいになっているとかというような答弁が返りました。3年を経過した中で、これは福祉センターの分の総括を出していきたいというような答弁だったと思います。実際にやるときに、評価制度を実施するに当たってやっぱりある程度指数化、数値にあらわして表現される方が皆さんも、我々もわかりやすいと。その数値というのは、例えば金銭面は非常に数値が出やすいんですが、例えばサービス面が非常に数値的にあらわすのがなかなか難しい点もございます。「よい」「悪い」「普通」とか、いろんな表現があると思いますが。そういったところもやはりある程度数値的に表現をしていただきたい、総評を出していただきたい。そのためには当然アンケートとか、ここで私が提案させていただいておりますモニター制度、こういうものを導入していただいて、例えば報道で言いますと、テレビなんかもそうですが、テレビなどでモニター制度というのがございますよね。その番組等がどのように皆様に受け入れられているかというのを評価されてきていると思うんです。そういった意味のものもやはり指定管理の方でもどんどん導入されて、これはあくまでも指定管理者の立場ではなくて海田町の管理者という立場で評価しながら、指定管理の方から出てきた評価と総合しながらある程度の全体評価を出していただきたい。それが我々のその指定管理の効果、そういったところを評価する意味でも非常にしやすいというふうに思いますので、そこらの客観的に、数値的に評価を今後とらえることができるかどうか、いかがでしょうか、お願いいたします。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（細川）先ほど町長答弁がありましたように、今、評価項目を内部で検討しております。それで、数値化できる項目については当然数値化いたしまして、できないものにつきましては、できるだけ見やすい文章表現等をとって評価調書なるものをつくっていきたいと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）すると、モニター制度のこと、ちょっとこれはこだわっているんですが、今から指定管理、いろんな財政とかそういった問題等が出てきたときに指定管理の問題、いろいろ今後考えられると思うんです。その導入に当たってやっぱり初期段階からそう

いったモニターをある程度抽出して、サンプリングしておいて、そこからいろんな意見を抽出しながら刻々とリアルタイムで改善できるような指定管理者制度を考えていきたいと私は最終的に思っているんですが、そのモニター制度の導入、これは一例ですが、これに関するようなものがもしあるのなら、それも含めて、この制度に対してどのようにお考えか、いかがでしょうか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）モニター制度でございます。我々がやっておる管理についてサービスの向上が図られておるかというふうなご意見は、まず第一義的にはやはり指定管理者の方でやられるべきだろうというふうに考えております。第2段としては当然、指定管理を委託しておる側もそれはモニタリングということで、今回のこの評価項目をつくって、それでモニタリングをしていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）前向きな答弁がいただきましたので、じゃ、3年目を迎えるところからしっかりと出していきたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（原田）14番、住吉議員。

○14番（住吉）14番、住吉でございます。本日は2問にいたしましたけれども、2問目は軽易にやろうと思います。

まず第1問の、人口3万人を超すことを目指せということでございますが、人口の減少はまちの活力を失います。人口3万を割ってから久しいわけでございますが、まちを挙げて人口3万を超えることを目標に全力を注ぐことが重要であろうと思います。現在、私の住んでおる地域で海田警察署の下流側のつくもの国設宿舎を解体されて、広大な更地になっております。見ておられない人は行って見られたらいいと思いますが、大きな野球場を2面とるぐらいの広い場所があいております。これについて、私は財務局に電話をいたしました。そうしたら、宿舎課長というのが出てきましたので、今後の利用計画についてどうするんだというふうに尋ねましたところ、広島市牛田町に宿舎の跡地があると。それから、海田町のつくも宿舎の跡地と合わせて1,400戸を今後建設する計画であると。そのうちの1,200を牛田町に平成23年度内には建設するつもりであるというふうなことを答えておりました。その後において、海田町に建設する情報を得なければならないと思ひまして、今後のことをお聞きしたんですが、今の状況からして海田町分は、1,400のうち1,200を牛田に建てるとすると、200戸分ぐらいが建設の予定になりま

す。今後は高層化しますので、今までは5階じゃったですが、10階ぐらいにするんじゃないかと思うんですが、そうすると、用地がかなり余るわけでございます。その用地はどうするのかと聞きましたところ、用地は競売する予定であると。買うてもらえませんかというようなことを言うておりました。そんなことを考えますと、公務員宿舎というのは、税金の滞納はないし、給料をようけ取って滞納がないと同時に、強制的に給料から税金は差引くわけですね。ですから、戸数が増えるということは地方税の増収につながります。また、よくほかの議員さんが心配してくれるんですが、西小とか西中の生徒の増加にもつながります。ということは、町活性化の目玉になるということでもあります。そこで、町長にお願いするんですが、町長の得意の関係各省庁、また機関に強力な陳情を繰り返していただきまして、牛田町のは1軒でも減らしてもいいですから、海田町に1戸でも多くの戸数を増加するようなことを目指して努力していただくことを強く希望いたします。まず第1問は、この点について町長はどのような決意でお取り組みになりますか、お尋ねいたします。

それから、2番目の後期高齢者の医療制度につきまして、これは議員の中で現在のところは私が唯一の後期高齢者の該当者であります。先般も年金より強引に高額を天引きされております。最高額を取りますのでね、私の場合は。大した所得はないのに、高額を徴収されております。そういうことで、非常に立腹しておるわけであります。腹が立っていかんということです。もう一つは、5月7日にこの質問通告をしておりますので、もう既に1カ月を経過しておりますので、その間に情勢が大きく変化いたしました。現在は国会内でも与党・野党が入り乱れて混乱を来しております。今日の新聞なんかを見ますと、与党はいろんなところで見直しをすると。点数稼ぎでしょうがね。3件も4件も見直しを発表しております。野党はまた点数稼ぎで、この制度を廃止するんだと。6日ですか、参議院で廃止の議決をすと言っております。11日には衆議院に戻してその廃止を今度は否決するというふうな段取りになっておるようですが、与党も野党も次の選挙を目指して宣伝のためにやきもきして混乱を起こしております。そんなことは私にとりましては大嫌いなんです。ですから、今回この質問を町長にぶつけていただきまして、町長も恐らく、さっきのように、答えようはないと思うんです。適当にごまかして答えるしかないというような感じがしますので、ここらでこの質問は次に回すことにいたしまして、打ち切ります。次の回にいたします。だから、答弁をいただくのは第1問だけでよろしゅうございますので、よろしくお願いいたします。



○議長（原田）町長。

○町長（山岡）住吉議員の質問に答弁いたします。

まず、人口の増加に関する質問ですが、1点目につきましては、我が国では予想を超えた少子・高齢化により、世界のどの国も体験したことのない規模とスピードで人口が減少するものと見込まれており、このことが大きな社会問題となっております。本町におきましても近年、人口が減少傾向にあることから、第3次総合基本計画の後期計画において、子育てしやすいまちづくりに重点を置いた施策を展開するなど、定住化のための環境整備を図り、特色と魅力のあるまちづくりを進めているところでございます。ご指摘の国家公務員宿舎の建替えにつきましては、先日、国に確認したところ、国は国家公務員宿舎の移転再配置計画に基づき、建物の高層化や集約化を進め、全体戸数を減らす方針であるため、これ以上計画戸数を増やす考えはないとのことでございます。一方、国は宿舎の高層化により捻出した土地については新たに有効活用を図りたいとの考えであることから、今後、本町としても、少しでも人口を増やすため、国の売却する土地が最大限都市型住宅などの住宅建設に活用されるよう、関係機関等に積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）この間私が入れた情報と全く逆なんです。国は結局もう建てないということですか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）国に確認いたしましたところ、先ほど町長がご答弁いたしましたように、国家公務員宿舎を集約するということで、現在79カ所あるところを18カ所に集約する。それから、戸数につきましても、現在の4,057を平成27年度には3,441戸に縮小するというところでございますので、海田町で200戸の計画は、現段階ではこれ以上増やす予定はないということでございます。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）質問に上げておりました、それでは、用地はどうするのか、確認しておられますか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）用地につきましては、建物の高層化によって約20ヘクタール程度の用地が捻出できるということで、これは基本的には民間に売却される予定と聞いており

ます。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）それは、つくものところはそれに該当するわけですね。それでは、国設宿舎が建てられないのなら、その用地を売却するはずですから、それらの用地を町が買収するというわけにはなかなか財政面が難しいかと思いますが、その用地の売却に当たってマンション業者であるとか企業に対して、優良なそういう企業を誘致することにし、しっかり力を入れて努力していただかにゃいかんと思うんです。そうすることによって戸数も増えるし、あるいは、マンションじゃなければ、ほかの企業を誘致して、そのための経済的な効果を上げるということが大切じゃろうと思うんですが、そこらのお考えはどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）ご指摘のように、本当にいい更地になっておりまして、本当にのどから欲しいぐらい、我々も通ってみて痛感しております。それについて、今ご指摘のように、国の計画もありますし、残地につきましても恐らく競売方式というふうな形で、国の財産でございますので、そこらを含めて、町としたらある程度の条件的なものをお願いして、こういうものじゃなかったらいけないというふうなことを条件的に加えてみたらという考えを私自身は今個人的に持っていますので、そこらをまたいろいろ知恵をいただきながら、ぜひそういう方針で、町にたくさん皆さん来ていただく、法人の方にでも来ていただきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）今の残地の利用につきましては、宿舎課長は土地は競売しますとはっきり言っておりますので、競売に当たって、やはりいい業者を誘致するような努力を町でしないと、ほったらかしていたら、来たい者が来ればいいわというふうな今までのような考え方ではだめじゃと思うんです。そこらをしっかりやっていただきたい。

もう一つは、町内にもあちこちにまだ余分な用地があるんです。そういうところもまちづくり推進委員会あたりはひとつ力を発揮して、地主さんと交渉し、あるいはいろんな業者等と交渉して、いいマンションでも建つような方向で町が誘導し、指導していけばいいんじゃないかと思うんです。そこらも町長はしっかり頑張っていただきたいと思うんですが、どうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにご指摘のように、周辺は学校あり、警察あり、非常にそういう、例えば風俗営業とかいろんなことに制限がある地域でございますので、そこらを踏まえて慎重に協議をしていただいて、いい方に来ていただくように努力したいと思います。

○議長（原田）次へ参ります。8番、多田議員。

○8番（多田）8番、多田でございます。本日は、地震対策について質問いたします。5月12日に中国四川省で起きた大地震は、15日現在で死者が1万5,000人、今はもう6万人を超えておりますが、大災害となっております。3月の本会議でも耐震化について質問をいたしましたが、今回のことを受けて再度質問をいたします。広島市近郊には、ご存じのように、己斐断層と五日市断層があります。この断層は、研究者の調査によると、2万年以上動いていないとのこと。既にエネルギーを相当蓄積しているものと思われます。もし動いた場合、震度6強の揺れが想定されています。今回の中国の大地震で衝撃を受けたのは、多くの学校が倒壊して児童・生徒が犠牲になったことです。たまたま授業中だったという不運もありますが、あまりにも痛ましく、哀悼の意を表するものです。

さて、町内を見てみますと、いまだ耐震化が終わっていない校舎が数多くあります。前回の答弁で、できるだけ急ぐと言われましたが、今回のことを踏まえてどう進められるのか、再度質問いたします。庁舎建設のことが問題になっておりますが、財源のことを考えますと、現在位置に建替えて、他の場所に建設する場合の差額を学校の耐震化に充てることができればと思っております。

もう一つは、ブロック塀の危険性です。宮城県沖地震の際は、死者の27人中16人がブロック塀の下敷きになって亡くなっておられます。その多くは高齢者や子どもでした。町内にも鉄筋の入っていないブロック塀がたくさんあると思われますが、特に通学路にあるものに対しては早急な対策が必要だと考えます。至急PTAや学校と協議して、まず調査をすべきと考えますが、どうか。

また、その改修に対し、補助金を出している自治体もありますが、本町でも検討してはいかがでしょうか。

それと、急傾斜地についてですが、先の大地震でも多くの崩落が起きていることが報道されておりますが、町内は大丈夫でしょうか。点検はしておられるのでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）多田議員の質問の2番目については私から、1番目については教育委員会から答弁をいたします。

急傾斜地についての質問ですが、急傾斜地は高さ5メートル以上で斜面の傾斜が30度以上の急峻ながけ地であることから、地震の規模によっては付近の人家及び公共施設に被害が生じるおそれは考えられます。そのため、広島県と連携をとりながら、これら急傾斜地の崩壊を防止するため、防災工事などの崩壊対策を推進しております。また、危険箇所のパトロールにつきましては、毎年広島県と合同で実施するもののほか、町独自でも行っております。今後も職員によるパトロールを実施し、斜面に異常がある場合は早期に対応策を講じていくことで、災害の未然防止に努めていきたいと考えております。

それでは、1番につきましては教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）1点目の学校施設の耐震化でございますが、現在、国の方で今年度から5年間で、大規模地震で倒壊の危険性が高い校舎の耐震化を図っていくことを検討しております。校舎等の耐震化や改築につきましては、優先順位の見直しを含め、今後の財政状況との整合を図りながら年次計画を策定したいと考えております。

次に、通学路沿いにあるブロック塀につきましては、実態の把握に努めてまいりたいと思っております。

3点目のブロック塀の改修に対する補助につきましては、現在のところ考えておりません。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）再質問をいたします。国の方でいろんな新聞報道がなされております。98%を出して2%とかというふうな数字もありますが、恐らく、この新聞報道によりますと、当初2012年3月までとしていた1万棟の耐震化を2年程度早めたいというふうな報道がされております。最終的には市町村の実質的な負担割合を最大でも10数%に抑えたいというふうな報道があつて、多分このようにされるんだろうと思います。そういうことで、今もし耐震化をされるとすると、1校当たりどの程度の町負担になるか。今現在の基準、それから、もしこういう新しい基準が出た場合にどの程度になるんだろうというふうに思うんですが、その金額はわかっておりますか。

○議長（原田）参事。

○参事（青木基秀）現在、国におかれましてそういう方向であるというのは新聞報道で承知しておりますけれども、具体的な数値が正式に私どもに届いておりません。したがっ

て、その点については試算はできませんけれども、総合基本計画の実施計画の中では幾らということは位置づけております。しかしながら、そういったご指摘のような比較は現在のところできておりませんので、よろしくお願いします。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）よろしくお願いしますと言われても難しいんですが、現在の試算で、じゃ、1校当たりどれぐらいで耐震化ができるというのは。現在の試算でよろしいです。

○議長（原田）参事。

○参事（青木基秀）1校当たりといっても、面積とかいろいろありますので、今私どもが実施計画でお示ししておる金額でございますけれども、海田中学校の北校舎・中校舎の大規模改修並びに耐震補強につきましては約3億2,000万円が総費用となっております。また、海田小学校の耐震補強でございますが、これにつきましては1億5,000万、海田西小学校の体育館の耐震補強でございますが、これにつきましては1億4,000万、海田南小学校の耐震補強工事につきましては1億9,000万というふうに試算をしておりますが、しかし、これは耐震補強のみならず、いわゆる大規模改造工事を設定したものでございまして、今、手元の方では純然たる耐震補強部分だけの工事費は持っておりません。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）もちろん大規模改修も含めて耐震補強されるのが一番いいんだろうと思うんですが、とりあえず今、大規模改修並びに、一番いいのは改築なんですが、改築を待っている間に、そういう大地震がもしかしたらあしたにも来るかもわかりません。今来るかもわからない。ということで、それじゃ、耐震改修だけ、耐震だけやった場合に幾らかかるかという、この辺の試算は出ているんですか。

○議長（原田）参事。

○参事（青木基秀）先ほど言いましたように、今手元でございますのは大規模改修工事並びに耐震補強工事をセットしたものを総合基本計画の実施計画に位置づけたその金額をお示ししたもので、今、手元にその詳細については持ち合わせておりません。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）今、手元にないと言われましたが、教育委員会に帰られたらあるんですか。ないんですか。全くその試算はしておらんということなんですか。

○議長（原田）参事。

○参事（青木基秀）これにつきましては、個々の耐震費用等を出そうと思えば、これは当

然実施設計を出さなくちゃわからないものがございます。これについてはあくまでも1つの試算として一定の条件のもとに試算したものについてはそれぞれまとめております。

○議長（原田）耐震補強の積算だけは手元には今ないけれども、教育委員会の部屋に帰ったらその資料はあるんですかというお尋ねなので、あるかないかだけ答えてあげてください。教育担当参事。

○参事（青木基秀）試算としては持っております。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）では、それは、後でよろしいですから、お聞かせいただきたいと思います。個人的にはだめだそうですから、全員に資料として配付をしていただければと思います。よろしいですか、議長。

○議長（原田）今の耐震のみの費用について資料があるというご答弁がありましたので、各議員のボックスの中へ資料を入れてください。教育担当参事。

○参事（青木基秀）先ほど申し上げましたように、実施設計を組んでのことではございませんので、あくまでも試算でございますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（原田）試算はあるんですね。資料が出せますか。出せるんですね。参事。

○参事（青木基秀）再度確認させてください。先ほど言いましたように、それぞれの学校ごとのいわゆる耐震補強、大規模設計についての工事費については積算をさせていただいております。今、手元にございませぬけれども、先ほど言いましたように、その部分で細かく耐震部分と大規模改修とがわかるところで、それは確認させてください。いずれにせよ、各学校ごとの試算経費についてはありますので、それは出させていただきますと思います。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）それでは、議長の許可を得て、皆さんに資料を配付していただきたいと思います。

先ほど大規模改修も含めた改修の場合は3億2,000万と言われましたが、そのうち町の負担部分は幾らぐらいなのでしょう。今現在の基準でですが。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）先ほどの3億2,000万の内訳でございますけれども、町の負担が、いわゆる一般財源でございますが、約5,400万円でございます。

○議長（原田）多田議員。

○ 8 番（多田）それぐらいなんではないですか。3 億2,000万のうち5,400万が町の負担、あとは国庫補助並びに県の補助ということではよろしいんですか。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）これにつきましては総事業費から国の補助を除いた額、これにつきまして、起債の充当が約75%ございます。それを除いたのが一般財源となっております。県の負担金についてはございません。

○議長（原田）多田議員。

○ 8 番（多田）起債充当部分75%ということは、起債に関しては地方交付税で充当されるんですよ。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）今、新聞報道されておるのは、地方交付税で措置して、最終的に、先ほどありましたように、10数%の負担で済むということがありましたけれども、今はまだそのはっきりした内容については国から示されておられませんので、この部分がすべてそういうふうに地方交付税で見られるかどうかについては私どもの方でまだ確認、把握はしていません。

○議長（原田）多田議員。

○ 8 番（多田）私が聞きたいのは今の時点ですね。国がそれは将来的に今年度いろんなことを決められるので、そうなった場合にはもっと少なくなるかもわかりませんが、今の時点で75%起債をとということなんです、これは、起債は町が返還するんですか。今の時点で。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）ちょっとあれなんです、補助裏につく起債と単独分の起債という形になろうと思います。単独分については交付税措置があるというふうな形になる、補助裏分については一般財源での起債の償還ということになると思います。

○議長（原田）多田議員。

○ 8 番（多田）今お聞きしますと、海中でも、起債を除けば5,400万でできるということなので、これぐらいなら、できるだけ早くやるべきなんじゃないかなと思うんですが、今の時点での実施計画はどのようになっていますか。具体的な実施計画があるかどうか。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）現在の立てている実施計画の中では平成26年度以降というふうに位置

づけておりますけれども、先ほどご答弁させていただきましたように、国の方向が出ましたならば、町のそういった財源との調整を図りながら、一部、順位の見直し等を含めて新たな実施計画をつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）じゃ、国の新たな方針が出た段階でもう1回実施計画を練り直すというふうに今受け取ったんですが、これでよろしいんですか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）庁舎の耐震化につきましては、3月議会のときに町長が、緊急性が高いので、それは前倒しをすることで検討したいということでお答えを申し上げておりますので、いわゆる財政担当部門とすれば、教育委員会から全体計画が示された時点で、財源調整を行いながら実施計画の見直しも行っていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）これは本当に四川大地震の実態をご覧になるとよくわかると思うんですが、やっぱり学校がつぶれて授業中の子どもたちが下敷きになる、これは日本の場合はまず起きないというふうな報道がされておりますが、起きないということ、絶対ということとは言えないと思うので、できるだけ早く実施をしていただきたいと思います。

次に移ります。ブロック塀の問題なんですが、とりあえず調査をしてみようということなんですが、ブロック塀の中でも、鉄筋の入っていないのは大体わかるんです。透かしが入っているブロック塀があるんですが、あれは鉄筋が入っていないそうですね。この間、テレビでやっていたんですが。あそこには鉄筋がもちろん入っていないから透かしが入っておるわけなので。そういうブロック塀が、私はいろいろ町内を走ってみるのに、結構あるんですよね。ないのかなと思ったら、結構ありました。特に通学路の場合、子どもたちが通っているときにもし大地震が起きたら、そのブロック塀が倒れた場合は非常に危ないということで、これはもちろん教育委員会が中心になって学校、PTAと調査をされるべきだとは思いますが、まず調査ありきで、補助金というのは次の段階だとは思いますが、所有者に対して早急に改善をしていただくような指導ができるかどうか、指導をする考えがあるかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）このブロック塀につきましては、ブロック塀でも、建築されておる、家が建っておる周りを囲っておるブロック塀、それと、大きな更地なんかに境界を定め



るためにやっておるブロック塀、いろいろございます。そういう中で、今申された鉄筋に関しましては、1.2メートル以上は通常基本的に鉄筋が必要というふうになっております。それで、1番目に申しました、建物の周りを囲っておるもの、これについては建築基準法等々でそれが定められております。それと、公共におけますものは国交省の営繕基準というもので定められておりますが、更地の場合は明確な基準はございません。そういう中で、無届けで鉄筋がないブロックがあることも可能性としては多分にあります。そういう中で、これを、今申されたように、そういう目視できるようなものであれば、これは鉄筋が入っていないなということはございますが、そうでない場合はなかなかその判定においても難しいということで、今申しました箇所については調査は可能であろうかと思いますが、それについて、調査が不十分で、持ち主さんに指導というのは、それは慎重を要するのではなかろうかと思っておりますが、判明した部分についてはお願いなりそういうものは、これは基準でございますので、お願いなりしてまいりたいということでございます。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）所有者のわかっている分については、鉄筋が入っていない場合はもちろん言っていたかないといけないと思うんですが、もう一つはPRの問題もあると思うんです。こういう、鉄筋の入っていないブロック塀については、地震で倒壊した場合に、死傷者が出た場合に責任を問われることもあるらしいんですね。そういうこともPRしていただいて、自主的になるべく早く改修していただくというふうな呼びかけもする必要があると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）その辺につきましては広報等を利用して定期的に、震災、地震についてはいつ来るか、この辺も安芸灘の方で可能性があるということでございますので、その方法について考えてまいりたいと思っております。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）ちょうど今、連日のように四川大地震について報道されておりますので、タイムリーだと思います。今こういったことを呼びかけると、割と反応があるんじゃないかと思うので、ぜひ「広報かいた」等で呼びかけていただきたいというふうに思います。

最後に、急傾斜地でございますが、もちろん地震だけでなく、今から来る台風並び

に大雨についてでも同じことだと思うんですが、6月10日に県と一緒にパトロールされるということなので、ぜひ危険箇所については見ていただきたいと思うんですが、そこのお宮の横の上市の、今は住宅団地を何軒か造成されております。左側の方は業者がやられたんですが、あと10数メートル残っているところがあるんですが、あそこも、見る限り、やっぱり上の方にある墓地が以前崩れたこともあるらしいんですが、ちょっと危ないなというところがあります。近所の方が何か要望書を出されたんじゃないかと思いますが、その辺は町長はご存じですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この問題につきましては、最初に県の事業でやるというときには私も要望したんですが、そのときは受けてくれなかったんですが、今回、地域事務所の建設局の方でやっていただけるというふうに聞いておりますので、ひとつ早くお願いしたいと思っています。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）できるだけ早く対応できるように頑張っていただきたいと思います。終わります。

○議長（原田）この際、暫時休憩をいたします。再開は15時15分といたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。2番、久留島議員。

○2番（久留島）2番、久留島です。2点ほど質問させていただきます。

1番目に、住宅用火災警報器の設置について。火災による痛ましい死亡者を少なくするために、住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、既存住宅については平成23年5月31日までの設置が必要となっておりますが、次の点についてお尋ねいたします。

1番、現在の啓発・普及への取り組みはどのようなになっているのか。

2番、悪質な訪問販売に遭わないよう、できるだけ安く、安心して取り付けられるような体制は何か考えているか。

3番、自動火災報知機設置の対象建物は設置義務がないが、町営住宅への火災警報器

の設置はどうなっているのか。

4 番、広島市では、高齢者、障害者に対して日常生活用具給付事業の中で火災警報器などの給付制度があるが、本町ではどのようなになっているか、お尋ねいたします。

2 番目に、提案制度についてでございますが、常に新しい職場改善にチャレンジすることで職場環境が変化するとは思いますが、これによって3点お尋ねいたします。

1 番、過去3年間で何件くらいの案件が提出されているか。

2 番、また、採用されたものが何件あるか。

3 番、審査の方法はどのようにしているか、お尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）久留島議員の質問に答弁いたします。

まず、住宅用火災警報器の設置についての質問でございますが、1点目につきまして「広報かいた」に平成18年度掲載しております。5月27日の自治会連合会及び防犯連合会の総会において、安芸消防署の協力を得て住宅用火災報知機の設置についてお願いしたところでございます。

2点目につきましては、共同購入を希望される自治会、自主防災会がありましたら、安芸消防署の協力を得ながら対応していきたいと思っております。また、悪質商法の被害に遭わないよう、町広報でPRしていきたいと考えております。

3点目につきましては、設置期限であります平成23年5月31日までに設置が完了するよう、平成19年度から対応しております。19年度は三迫住宅、20年度は第二蟹原住宅、21年度は第一蟹原住宅、22年度は西浜住宅に設置する予定でございます。

4点目につきましては、現在、障害者に対する制度はございますが、高齢者については、平成23年6月からすべての住宅に火災警報器の設置が義務化されることから、国や県の助成の動向を踏まえ、検討することとしております。

続きまして、提案制度についての質問でございますが、過去3年間にしましては提案がありませんでした。

審査の方法につきましては、海田町職員提案要綱に規定されております、副町長、教育長、部長で構成する審査委員会で内容を審査いたします。PR不足もありますが、今後は職員に対して提案要綱の趣旨を説明し、積極的に提案を求めていると考えております。

○議長（原田）久留島議員。

○2番（久留島）再質問させていただきます。住宅用火災警報器の件ですが、これは、私が一番懸念しているのは、お年寄りの家庭にいつも悪徳商法で高く売りつけるとかというふうな情報をよく聞くんですが、このようなことがないように町の方で把握していただきたいと思います。そして、寝室にすべて設置するようになっていきますので、寝室が2階にあればまた2階の階段にも設置するというふうに、数が1つでないで、ここの点を住民の方に周知していただきたいと思います。高齢者、障害者に対しては年度が23年5月31日までになっておりますので、それまでには検討されるということでございますが、大体いつごろを主に検討されるか、お尋ねしたいんですが。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）これは既に周辺の市町でありますとか消防署、県等、話を聞きながら整理を現在ももう既に進めておるところでございます。

○議長（原田）久留島議員。

○2番（久留島）じゃ、進行中ということですね。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）対象者、それと低所得者の所得区分でありますとか、ここを整理して前向きに助成を考えていきたいと考えております。

○議長（原田）久留島議員。

○2番（久留島）わかりました。

それでは、次に提案制度についてお尋ねしたんですが、私は前年度はどのぐらいかと質問しようと思ったんですが、もし少なかったら役場の方が困られるので、過去3年間という質問をしたんですが、3年間なしというのは合点がいかないんです。この提案制度によって各職場の職員が新しく職場改善のために提案をしながら業務をやっていって初めてその職場が活性化するんじゃないかと思うんです。普通、一般の職場だったら大体前期・後期の審査をされて、最低でも1件、年間2件ですね、1人が。それで、再質問するのに、管理職と一般職と、提案提出件数にどのぐらい比率があるかと思って聞こうと思ったんです。ゼロということは、管理者もゼロ、一般職もゼロということですよ。これだけ聞いたのが私としてはびっくりしたんですがね。大体管理職が率先してリーダーシップを図ってどんどん改善されるのかと思っていたんですが、これだったら一般職もなかなか、管理職を見ながら仕事をしていたら、意欲が減退するんじゃないかと思うんですが、そこらの点はどのようにお考えですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）非常に情けないことでございますけれども、制度がありながら、うまいぐあいに機能していないということで、以前平成7年度あたりは24件ぐらい年間に出了たことがございましたけれども、その当時で採用されたのが2件、それ以後じり貧になりまして、平成9年、11年、13年ぐらいには何件か出ておりますけれども、採用されるものが今までなかったという状況で、それ以後、提案がなされなくなったということでございます。今後につきましては、先ほど申されましたように、前期、後期ぐらいのスパンでもって積極的に周知をして応募を待ちたいと思います。

○議長（原田）久留島議員。

○2番（久留島）ぜひそうしてもらいたいんですが、日常、業務をしていたら、やはり気のつくことがあると思うんです。それを職員の方が1人ずつ自分のことに考えて。後で出そうと思ったら、これは嘘になりますから、その場ですぐチェックして、どんな提案があるか、メモ帳なりに控えておくわけですよね。そして、年度の半期ぐらいに締めがあるのなら提出されるような感じで。また、これを審査するのは、審査会を設けて、採用したものには等級をつけてまた表彰してやるとかというふうな、積極的に勧奨していかれたら職場の活性化が図れるんじゃないかと思うんですが、ぜひそのようにしていただきたいと思います。以上です。

○議長（原田）次へ参ります。7番、桑原克之議員。

○7番（桑原克之）7番、桑原克之でございます。本日は、大きく分けて2点ばかり質問いたします。

その1、行財政運営等について。

（1）本年3月定例議会の施政方針で行財政運営について「多様化する住民ニーズへの対応に必要な財源の確保に努めるとともに、身の丈に合った簡素で効率的かつ持続可能な運営を図る」と町長は表明しております。海田町の厳しい行財政の現況下での予算執行に当たり、この内容を具体化し、説明をしていただきたいと思います。

（2）海田町行財政改革実施計画、海田町財政健全化計画等に基づく予算・財政運営に当たり、財政資金運用及び資金繰り面において問題はないでしょうか。また、問題ありとすれば、対応策はどうですか。

（3）地方公共団体財政健全化法に定める財政指標については、平成19年度決算から、毎年度算定の上、監査委員の審査に付して議会に報告し、公表することが義務づけられ

ております。平成19年度決算見込みの算定数値はどのぐらいでございましょうか。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率、これは公営企業でございますが、それに標準財政規模、以上について指標はどの辺になるんでしょうか。

（４）平成20年度から導入・実施されている事務事業評価（行政評価）についてお尋ねいたします。

（ア）予算節約制度の導入、行政水準の指標把握等、運用効果を例証されたい。

（イ）評価を行う事務事業の範囲について、どのように考えておられますか。

（ウ）評価結果を住民等に理解してもらうためのわかりやすい公表の方法等についてはどのように考えておられますか。

（エ）地方公共団体のチェック機能を果たす議会や監査委員による監査などの既存チェック機能と事務事業評価との調整、役割分担等についてはどのように考えておられますか。

大きな２番、海田市駅南口地区まちづくり計画等についてでございます。

（１）海田町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について。

（ア）再議に付さなかったのはなぜですか。

（イ）本年３月末にこの条例を制定しなければ、スケジュールにおくれが生じ、平成20年度以降の国庫補助事業が継続できなくなると説明したにもかかわらず、３月定例議会に条例を提出せず、４月28日の臨時議会に提出したのはなぜですか。

（ウ）昨年12月定例議会から本年４月28日の臨時議会までの間における国・県への説明内容はどのようになされたのでしょうか。

（エ）同じ海田町民でありながら、窪町住民は何ゆえに町のご都合主義による偽りの行政行為を受けなければならないのか、町長の所見を伺います。

（オ）都市計画法に基づくまちづくりを掲げながら、これまでの経緯や今回の全く不本意な行政行為等からして、地区住民の申し出もしくは合意による住環境の保全・創造を実現するという、真のまちづくりにはほど遠いとするが、町長の所見を伺います。

（カ）町長は当初から、地区住民の約80%が見直し計画に理解を示しているとオウム返しに述べておられますけれども、その根拠は何でしょうか、明示していただきたいと思います。

（２）東地区の土地区画整理事業と庁舎建設事業とをリンクさせた動機及び理由につ

いてお尋ねいたします。

(3) まちづくり計画図は、昨年の3計画同時手続き時に行政主導で策定され、今回これに実施可能と考えられる箇所をつけ焼き刃的にピックアップして作成されたものと言わざるを得ません。JR立体交差事業、道路整備事業など、今後の環境変化等に対応できるかどうか、町長の所見を問うものでございます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）桑原克之議員の質問に答弁いたします。

まず、行財政運営等についての質問ですが、1点目については、平成19年11月に財政健全化計画及び行政改革大綱実施計画を改定いたしまして、その中で事務事業の見直しや、公債費や投資的経費の抑制など具体的な取り組みを掲げ、これらに基づき平成20年度予算を編成したところでございます。予算執行に当たりましては、これらの取り組みを確実に実施するとともに、さらなる経費の節減に努めているところでございます。

2点目につきましては、一時的に歳計現金に不足を生じる場合がありますが、これは基金の繰りかえ運用や予算で定めた限度額の範囲内で一時借入を行い、適正に対応しております。

3点目の平成19年度決算見込みによる自治体財政健全化法に定める財政指標のうち、標準財政規模は53億6,984万4,000円となっております。その他の指標につきましては、あくまで決算統計数値をベースに算定することとなっております。現在、決算統計の作業を行っているところでございますので、決算統計数値が確定した後、関係指標の算定を行うこととしております。

4点目につきましては、本町で導入しようとする事務事業評価は、基本的には事業の必要性、公共性、有効性等について自己評価するものでございまして、その評価により事務事業の改善につなげることを主な目的としております。評価結果に応じて、事務事業の拡充・縮小・廃止等の見直しを行い、次年度の事務事業の計画立案や予算に反映させていく資料としての運用効果を考えております。

事務事業評価の範囲につきましては、第3次海田町総合基本計画後期計画の実施計画掲載事業のうち、平成19年度に取り組んだ事業について実施したいと考えております。

次のわかりやすい公表方法につきましては、できるだけ数値化、グラフ化し、広報やホームページにわかりやすく掲載したいと考えております。

4番目ですが、公表された評価結果により、議会は議会審議の資料として活用するこ

となどが考えられます。

続きまして、海田市駅南口地区まちづくり計画等についての質問でございますが、1点目の1番につきましては、否決された理由が条例の内容に対するものでないこともあり、再議ということになれば、議会への説明及び調整が必要となり、多くの時間を要するため、困難であると判断をいたしました。

次に、2番につきましては、地区計画の手続条例と役場庁舎建設事業がリンクされている状況の中、役場庁舎移転候補地の住民アンケートの結果が出る4月中旬ごろにはおおむね候補地の方向性が見えるため、地区計画の手続条例が議会に個別の条例として判断していただけたらと思います、再提案をしたものでございます。

次に、3番につきましては、先ほど申し上げましたことを踏まえ、条例が否決になった背景及び経緯を説明し、スケジュール的には厳しいものがありますが、今年の11月の県都市計画審議会に諮り、計画変更スケジュールを変えないということで、4月臨時議会提案に係る協議が調いました。

次に、4番については、西地区の場合、全体的なかさ上げを行わないで、既存の道路形態を活用し、将来にわたり住みよくするため、道路整備を軸とした地区計画を進めるものでございます。

次に、5番については、町としまして、区画整理事業区域から外してほしいという皆様からのご意見を尊重する中で、国や県と協議を重ね、計画変更素案を策定し、この素案をもとに関係権利者と話し合い、調整を行いながら事業化を進めているところでございます。

次に、6番については、町が考えました見直し計画素案に基づいて、一昨年の全体説明会、地区内の班別説明会及び個別訪問を実施し、ほぼ全員の権利者からのご意見をお聞きしました。その結果、建築制限の解除になるのであれば早く手続きを進めてほしいという意見も多くあり、約80%の方が賛成をしているものと客観的に判断をしたものでございます。

2点目については、土地区画整理事業は、区域内の土地について公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るために、土地の再編・整理を行うものでございます。また、事業後の土地利用は面的な整備が終わった段階で行われるものでございますが、現在行っております区画整理事業変更手続きと庁舎移転候補地選定の時期が重なったことで、リンクされて考えられたものと判断しております。



3点目につきましては、計画の見直しは、区画整理事業の区域を縮小し、J R連続立体交差事業との関連を保ちながら、町の玄関口にふさわしい、地域の拠点としてのまちづくりを行うものでございます。また、西地区は、区画整理事業と関連する道路整備計画のうち都市計画道路の中店窪町線整備、それに伴う農協横のつけかえ道路及び町道14号線道路拡幅についての主要幹線道路整備を行い、区画整理事業との整合を図っていくものでございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）再質問させていただきます。より具体的にお願いしたいと言うんだけれども、ますます抽象的になったような気がしてしょうがないんです。具体的に説明をお願いします。1番の、3月定例議会で、身の丈に合った予算とは75億円ぐらいを考えていると述べられたんですが、この算定根拠というのをお示してください。

それと、2つ目には、財源の確保とおっしゃっているんですけども、歳入区分が問題なんですよ。一般財源なのか特定財源なのか、自主財源なのか依存財源なのか、経常的収入なのか臨時収入なのか、いろいろあるわけです。単に財源の確保と云ったって、今の厳しい財政状況で、通らないと思うんです。そういう具体化をお願いしたいということなんです。歳出面についても簡素で効率的かつ持続可能な運営というのを述べておられますけれども、何を基準にしてそういうことをおっしゃっているのか、ベースがわからないわけです。ただ身の丈に合ったとか何とか、そういうようなことをおっしゃっているのですね。言葉だけじゃなくて、現実には厳しいわけですから、もう少し具体的に示していただきたいと思います。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）先ほど町長が答弁しておりますが、具体的に言いますと、公債費の抑制であるとか、繰上償還であるとか、事務事業の改善といったことを行いながら、財政健全化計画で定めた額、これが大体75億前後の金額で推移しておりますので、大体それぐらいを目標に予算編成を行ったものでございます。今の施政方針の中で言っておるものの具体化したものが予算書全体であると考えております。

財源につきましては、それぞれの事業におきまして、国庫補助であるとか、県補助であるとか、あるいは有利な起債であるとか、そういったものがあるものについてはできるだけそこを活用する方向、それぞれの事業の予算化をする段階でそういったことを考えながら予算を組んでいく。歳出についてもいろんなところでの経費の節減を考えなが

ら、できるだけ最小の経費で最大の効果が上がるような予算を組んできたということでございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）時間がないから、2度も3度も言わせないでください。簡素で効率的かつ持続可能な運営というのはどういうことを意味しているんですかと聞いているんです。抽象的でしょう。言葉だけじゃないでしょう、今。大変なんですよ。だから、財源だって、予算でどうだこうだと言うけれども、何を財源にするかというのを聞きたいんです。町債なのか、そういうようなことを。ただ言葉だけでお茶を濁すんじゃ、しょうがないでしょう。何回も何回も言わさないでください。時間がないわけですから。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）まず、財源のことにつきましては、先ほども言いましたように、できるだけ国の補助あるいは県の補助といったものを優先させて事業の中で選んでいくと。できれば借金である町債については行わない方向でいきたいということで、それぞれの事業ごとに財源を求めていきたいと考えております。

それと、簡素で効率的で持続可能な財政運営ということでございますが、これは単独町政を続けていく上で今の財政健全化計画というのを定めさせていただいております。その中で平成25年までの中期財政収支見通しを行ったときに、大変厳しい状況であるということがありますので、それ以降も海田町として単独町政を維持していくための財政運営をするということの表現でございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）同じことを繰り返しておられるので。身の丈に合ったというのが75億円だという。それは今までの計画とか何かを見てそうだからというんじゃないくて、私は、アクセスミニマムというのは、最低これだけ必要だというようなことから算出されたんじゃないかというように期待していたんですよ。こんなことじゃ、今の厳しい財政上うまくできるんですか。本当に真剣に考えないと大変なことになると思いますよ。だから、75億円というのはやっぱり積算を考えてくださいよ。議論しても同じことばかりおっしゃるから、やめます。

その次の海田町の財政健全化計画等に基づいて財政運営を行われるということなんですけれども、私が心配しているのは、この前の議会でも申し上げたように、20年度から24年度につくられましたよね。私はこれがおかしいと思うんです。18年度、19年度、ま

だ済んだばかりなのに、もう20年度からやっているわけでしょう。連続性とか、まだ2年しか過ぎていない、たっていないのに、今までの決算なんかのことを反映されないで20年度がぱっと出てきているわけです。そういうのがおかしいんじゃないかといってこの前の議会でも申し上げたんです。連続性とか、決算の実績がそのままあらわされていないということ。それで、私は私なりに、18年度決算、19年度予算、あと20年から22年度までの5カ年で作ってみたくて、17年9月に苦心してつくられた当初の計画、それを直したわけですね、決算とか予算に。それで、今のつくられた20年度からそれを当てはめてつくりますと、町債が16億5,600万円減なんです。おっしゃるとおり、だんだん減っている。公債費の町債の繰上償還が6億8,000万、確かに増えています。投資的経費は12億2,800万、減っています。それは今の20年度から24年度まで同じような傾向だとおっしゃると思うんです。だけど、18年度の決算・予算は当てはめてつくったものですから、この方が実績に近いわけです。そこで、この質問をしたのは、要するに資金運用とか資金繰りについては町債の繰上償還が増えているわけです。町債は減っている。要するに負債、貸方科目が減っているわけです。それで心配しているわけです。結局23億3,600万、資金の減少につながっているわけですね。23億3,600万減るんですよ。だから、赤字解消とかいって新しい計画にはいろいろやっておられますよね。赤字ゼロになさっているでしょう。それはおかしいと、この前の議会でも申し上げたんですけれども、そういうふうに赤字解消とかプライマリーバランスに余り神経質になると資金不足を来してこないかというのが私は心配なんです。企業経営なら黒字倒産とか、勘定あって金足らずですよ。そういう状況になりませんかということでこの質問を申し上げているんです。そこまで考えてやっておられると思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）資金運用、資金繰りのことにつきましては、それぞれの年度の歳入歳出予算というのは当然同額になっております。その歳入の範囲内で歳出を行うということになりますので。それと、資金繰りにつきましては、四半期ごとに歳入歳出の収入支出計画というのを立てております。その中で当然運用していくわけでございます。それと、答弁の中でもお答えしておりますが、歳計現金に一時的に不足を生じるというケースが出てくると思います。これは、町債であるとか補助金であるとかというのはどうしても年度末あるいは出納整理期間になって入ってくるものですから、一時的に歳計現金

に不足を生じることがありますが、この場合は、基金の繰りかえ運用であるとか一時借入金を起こすということでその不足を解消することとしております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）資金運用表とか資金繰り表をつくられましたか。つくって今おっしゃっているんですか。そうなるだろうなんて思っておっしゃっているのかどうか知りませんが、投資的経費が12億2,800万減っていますから、資金需要はそれだけ落ちているわけです。それを上回って23億3,600万、今言った貸方勘定のやつには落ちているということは、資金不足を生じることが目に見えているから今言っているわけです。その辺をよく本当に検討してくださいよ。こんなに吸い上げられたら大変だと思うんです。私はそういうのを資金運用表なり……。町長は資金運用表とか資金繰りは詳しいわけでしょう。そのようなことをちゃんとやってくださいということを言っているんです。赤字解消、解消というので、町債を下げたり償還を早くするというのは結構ですよ。結構だけれども、そのために活性化がおくれちゃって、投資は減っている、資金は枯渇してきて黒字倒産みたいな格好になりはしないかと心配しているわけです。もう1度それをよく検討していただきたいと思います。

それから、3番目の財政比率、実質赤字比率と連結実質赤字比率、この早期健全化基準は海田町の場合は幾らになるんですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）早期健全化基準でございますが、これは全国一律のものですから、総務省が発表しておる数値でございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）それはわかっていますよ。わかっているから聞いているんです。財政規模に応じて異なっているんです。実質赤字比率は11.25から15%でしょう。その間に海田町があるわけです。それは財政規模によって違うんです、各市町村とも。連結実質赤字比率は16.25から20%です。そうでしょう。それは各自治体の財政規模によって違うんです。だから、全国平均のそれだと言われても、海田町は、今、町長がおっしゃった標準財政規模がわかっているわけですから、すぐ出るじゃないですか。それすらも調べておられないとはおかしいんじゃないですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）今の数字につきましてはあくまでも、最初の答弁でありましたように、

決算統計の数字をもとにはじき出す数字でございますので、現時点での算定ができないというふうなことでございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）決算見込みでやってみてくださいと言っているんです。それもやらないんですか。決算見込みぐらいわかるでしょう。やってみてくださいよ、そんなの。もうすぐですよ、決算は。だから、やってみられたらいいじゃないですか、どのぐらいになるのか。監査委員の審査も得て、議会のそれも得て公表しないといけないんですよ、今から。決算見込みもやらない……。

次へ行きます。健全化法の政令第25条で、インターネットの利用とか、公衆に見やすい他の方法によって公表しろというのがあるわけです。海田町の場合はどのようなことを考えておられるんでしょうかという質問なんです。政令にわざわざ書いているんですよ。海田町の場合はどのようにしてやるんですかというのがこの質問の趣旨なんです。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）公表の方法につきましては、広報紙、ホームページ等に掲載をして住民の方に周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）どうも歯切れが悪いというか、通り一遍のその場限りの答弁みたいでしょうがないんですけどね。本当にもう間近だからこういう質問をしているんですから、もう少し決算見込みでやってみられたらどうかと思うんです。

事務事業評価、これについては大変ご苦労さまでございまして、この運用効果というのは具体的に、ここに書いていますように、予算節約制度の導入とかいろいろもうやっておられるんですかね。どうなんですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）予算節約制度につきましてはまだ研究段階でありまして、以前にもお話ししましたが、早ければ21年度、遅くとも22年度の導入を目指して、予算節約制度だけではなくその他の予算編成方法も含めて検討させていただくということでございますので、現段階では予算節約制度については導入しておりません。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）予算だけじゃないんですよ。例えば第3次海田町総合基本計画の後期計画をこの前、出されましたよね。それはまさにいい材料じゃないですか。そんなのに

使われたらどうですか。せっかく苦労してつくられたんだから。それを使っておられるんじゃないんですか。何のために苦労してつくられたんですか。できたのなら、どんどん使えばいいじゃないですか。ただできたからというて安心してちゃって何も使わないじゃ、宝の持ち腐れじゃないですか。予算は使っていないから、じゃ、全然何もやっていないということじゃないですか。どうなんですか、本当に大変なときに。これができたらいろんな面で活用できるという話だったんじゃないですか。だって、いろんな予算のいい話ばかり聞かされて、だから、これを早くやりなさいということで町長にも言ったわけです。早くやらないと、これが先決問題じゃないんですかと言うて。つくったとおっしゃっているのに、全然使わないというのはおかしいじゃないですか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）事務事業評価制度につきましては、昨年度試行的に実施いたしまして、今年度、先ほど町長がお答えいたしましたように、総合基本計画の実施計画に掲げてある事業について事務事業評価制度を実施いたします。そのデータに基づきまして、来年度の予算編成に反映できるものについては反映をしていきたいということでございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）予算ばかりじゃないんですよ。これにも書いていますように、いろんな行政改革の評価とか何かが随分役に立つために急いでつくってもらったのに、来年度からやりますからと。そんなもんじゃだめでしょう。だから、次のときに今後の評価の運用の見通しについて事務事業の範囲を、どの辺のことを考えておられるんですかということ質問しているんですよ。いろいろ活用できるわけですからね。それで、事務事業の範囲が狭いと評価を実施する意味が薄れますし、広げると今度は担当者の事務量が増加するって、当たり前なことなんですけれども、その辺の、評価を行う事業の選択についてどのように考えておられますかということなんです。今言ったように、べらぼうに広くなったら大変ですよ、それは。つきっきりになるのは、金もかかるし、人もかかる、つきっきりになるのは。だから、その辺の調整はどうですかということ言っているわけです。何も難しいことを言っているんじゃないですよ。どういう考えなんですかね。こうだということを今日は期待して質問しているわけです。どうですか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）評価項目につきましては、先ほどお答えいたしましたように、後期実施計画に掲げております、平成19年度に実施いたしました事業170項目について事務事

業評価を行うことといたしております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）地方団体のチェック機能を果たしている議会や監査委員による監査などの今までの既存チェック、それと今回の事務事業評価との調整といいますか、役割分担、これは全国各自治体も悩んでいるみたいですね。じゃ、海田町はこの辺の調整とか事務分担はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（細川）今、先ほど町長答弁もありましたように、議会の方では評価結果に基づきまして議会審議を充実したものにするための情報提供ということで、そういう役割になろうかと思えます。監査委員とすれば、行政の方から見た視点ではなく監査の方から見た視点の評価等に活用していただけるものではないかと考えております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）行財政運営というのは、今の質問と回答のやりとりで本当に大丈夫なのかという気がします、本当のところ。皆、間近に迫ったことばかりを質問したわけなんです。もう1度よくチェックをしていただきたいと思います。もうすぐですから。

次の大きな2番に行きます。今、町長から、海田町の駅南口まちづくりの計画で、条例の制定について再議にかけなかったのは、時間的に無理があったからというようなご回答があったわけです。だけど、どうしても通さないといけないんだというあれであれば、再議にかけてもいいんじゃないですか。と私は思います。

2番目の全議員に2月中にまちづくり計画の状況報告についてというので、事業計画変更にあたっての重要事項の2のスケジュールの説明で、3月定例議会で手続条例の制定がなかりせば、平成20年度以降の国庫補助事業の継続はできなくなると説明、明言されたんです。私は2月28日の昼の時間に建設部長をはじめ3名の方から説明を受けて、帰宅後、その旨を「窪町の幸せを守る会」に報告したんです。3月の定例議会で提出されなかったんです。提出されなかったら、窪町の住民は他の先進自治体と同様に、まちづくりの進め方、すなわち土地区画整理条例を廃止・改正して、ほかの先進地域と同じように、変更するものだとは当然考えたんです。そう皆思ったんです。私はそういう報告したものですからね。町長も考え直してくれたんだというように思ったんです。皆、住民はそう思ったんですよ、本当に。あれは全部説明を受けたのを皆渡したんです。そ

れが4月28日の臨時議会で提出されて可決されたんです。このやり方は、議会や住民、国・県に対して詐偽的行為じゃないんですか。詐欺とは違うんですが、「ギ」は偽る方です。これはなぜそういうことを言うかというのを、法令用語改善要領というので、詐欺というのは「偽り」と書きあらわすようになったんですね。だまし偽る詐偽です。本当にそうじゃないんですか。海田町の信用・信頼をはなはだ失墜させたんじゃないですか。窪町住民だけじゃないですよ。議員や住民軽視もはなはだしいんじゃないかと私は思います。それが、この前の臨時議会での部長の回答では自分のご都合主義みたいな話で何だらかんだらと言って、そんなご都合主義的な言い訳や、県や国とのかかわり合いに終始してばかりおって、このような偽りの行政行為に対して今まで何年も町長の説明責任が欠如していたことは皆認めているわけです。だって、一昨年の秋に町長は1回しか来ていないんだもの。窪町に1回しか来ていないですよ。こんな説明責任の欠如とあわせて、今回の偽りの行政行為そのものに対して、町政に携わる者として、ただご都合主義的なものだけじゃなくて、この偽りのこと、だましたということについて全然反省がないんですか。そのものに対してですよ。ただ自分の都合が悪いから何だかんだと。もう聞き飽きましたよ。そうじゃなくて、3月に通さなければもうだめですよと言っておいて、そういう議員にも説明させて、私も窪町の人間に皆言ったわけですよ。だから、3月議会に通ったら、もう考えないとしようがないということをしたわけですよ。出さないんだから、町長も考え直してくれたと安心するのは当たり前でしょう。倫理観があるんですか。副町長問題で倫理が何だかんだと言っているんだけど、これこそおかしいじゃないですか。窪町住民がどうしてこれを受けないといけないんですか。同じ町民でありながらですよ。ちゃんと税金も払っていますよ、皆。どうして。おかしいでしょう。だましじゃないですか。このカラー刷りの、経費もかかったんでしょう。経費のかかったやつでみんなにこうやって説明させておいて、全然3月に提出しないで、これは詐偽的行為そのものじゃないですか。そのことに対して全然反省がないというのはどういうことですか。自分の都合ばかり言っているわけです。その辺はどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）桑原議員ご指摘のことにつきましても再三再四私は議会のたびに答弁をしておるとおりでございまして、「窪町の幸せを守る会」とか、また個別に、私も時間があるたびにいろんな話をさせていただいております。その中で今回、国とか県との調整を図りながら、とにかく今年の11月の県の都市計画変更に間に合うためのいろんなこと



で説明をさせていただきながら今日に来ておるというふうに思っております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）同じことをぐだぐだ言いたくありませんけれども、町長が幾らそんなことを言われても、1回しか来ていないんですから。そのたびごとに行っていますと言ったって、全然1回しか来ていないのはどういう意味ですか。おかしいじゃないですか。ほかの市町村はひざを突き合わせてやっているわけです。まず施行条例を廃止して、みんな典型的にやっているわけです。そういうことを一切やらないで、本当に年に1回しか来ないじゃないの。役場の職員の人が、この手続条例が通ったら皆出てきて、何か知らんけれども、あちこちで走り回っているんです。そんなことで本当の意味のまちづくりができるんですか。町長みずから来て話し合えばいいじゃないですか。本当におかしいですよ。言ったことは全然詐偽的行為みたいに、やらないでおって、だまし討ちみたいなことばかりやって、おかしいと思うんです。余りこんなことばかり言っていてもしようがないですね。今のスケジュールの中の20年度以降国庫補助金は継続できなくなりますという説明、こんなことは議員のみんなにも知れ渡っているのに、私は国家公務員だったことと照らし合わせて、国とか県にどういう説明をなさったんですか。それが聞きたいですよ。国がこんなことを言ったら補助金を没収されるんじゃないですか。国をだますようなことをして。本当に。その辺はどうですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）国・県への説明・協議につきましては、先ほど町長が議員さんの質問に基づきまして説明を申し上げましたとおりでございますが、一応事業ができないというのはこの11月の県の都市計画審議会、これに上げて変更がなされないと、次は県の都市計画審議会が翌年の2月になります。そうすると、告示行為とかそういうことをやれば、もう実質的に期間がないということで、11月が2月になった場合は20年度の事業ができないということでございまして、3月で議員の皆様個々にお話に上がった際に、3月で11月というスケジュールでお話をさせていただきました。ただ、お話をさせていただく中で、議員の方々の中から、先ほどありましたようなアンケートがもう少ししたらめどが立つということで、4月の臨時議会で諮ったらどうかという声も多くございまして、そういうことで県・国の方に協議をさせていただきました。先ほど町長が言いましたように、スケジュール的には3月でも厳しいわけですので、約40日ぐらい遅くなります。そういうことで、これも通常のスケジュールでいけばこうなるんですが、4月でも

何とか、町の方が頑張ればできると。11月の県の都計審、これをずらさないということで国・県から、それでは、4月の臨時議会に諮っても何も支障はないよというご返答をいただきましたので、条例の可決の実現の大きい4月臨時議会での提出ということになったものでございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）そんなことは聞き飽きたんですよ、もう。今言っているのは、国や県をだましたことなんです。そのことについてどう思いますかと言っているんです。おかしいじゃないですか、本当に。だから、今何回も言っているじゃないですか、自分のご都合主義ばかり言っているよと。人をだましたことについては反省も何もないんですかと言っているんです。副町長問題だってそうでしょう。責任を感じていますとか何だかんだと言って。本当にそうじゃないんですか。倫理観があるんですか。私が言いたいのは、このように人をだますようなことをやって本当の意味のまちづくりができるのかと言っているんです。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）桑原議員が言われるように、だまして物ができるような時代でもございせんし、地方自治の原則に則って、国や県と調整をしながらやらせていただく、こういうふう理解させていただきたいと思います。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）ということは、反省も何もしないということなんですね。当たり前だということを言っているんですか。3月に通らなければもうだめですよと全議員にも言ったし、私は窪町の人にも全部話した。3月に提出しないというのは、だましたことじゃないんですか。町長が考えてくれたと皆思うのが当たり前でしょう。全然反省のあれないというのは私はどうも納得できません。窪町の人にも不信感が先ですよ。幾ら役場の職員の人でも走り回ってももうどうしようもないですよ、本当に。全然悪いことだと思われないんですか。予算をかけて、カラーの文書をつくって。どうもよくわかりません。今、海田町がどういう立場にあるかというのが認識不足じゃないんですか。副町長問題で揺れているときにこんなことをやってどうするんですか。私はその方が恐ろしいですよ、本当に。町長はとにかく、今のあれに対して80%が皆理解していると。先月24日の臨時議会で不採択になりましたね。かつての窪町のまちづくり推進協議会のメンバーの人が、これは30名ですよ、建築制限解除を求めるのを出してきました。これ

は不採択になったわけです。「窪町の幸せを守る会」は前から建築制限を解除してくれとずっと言っているわけです。それが署名を知事に出している66名であるわけです。これに今度の30名を加えると、ちょうど窪町の大体全員になるわけです。だから、3計画同時に手続きには皆、反対していたということです。と私は理解しているんです。結局全員が反対していたんですよ、今思ったら。「窪町の幸せを守る会」と同じように皆、建築制限を解除してくれといって元の推進協議会の人が出されたということは、合わせると全部が反対していたということですわな。そういうように理解しているんです。窪町の人もそういうように思っていますよ。やっぱり反対していたんだなと。そうでしょう。それを80%皆、賛成しているって。我々は署名をとっているし、知事さんにも出している。今回の推進協議会の人も署名をとってきているわけです。これほど証明するものはないんじゃないですか。と私は考えております。

それと、東地区の土地区画整理事業は強制執行できるような強行法規ですよ。土地区画整理法や同施行条例に基づく行政指導により執行される事業です。庁舎建設事業というのは町民全体のための、町民の意見を反映させて執行される住民主導の事業だと私は解しています。本質的に相異なるパターンの事業を町長は何ゆえにリンクさせられたんですか。窪町の人にはまた何かやられるんじゃないかと。片方は強制執行もできるような強行法規であり、片方は都市計画法に基づくか何か知りませんが、町民全体の意見を聞いてやろうということなんですけれども、土地区画整理事業に庁舎建設を不可欠な要件にしようとなさっているんですか、こだわられるというのは。動機とか未整合……。

○議長（原田）桑原議員に申し上げます。発言時間の制限を超えていますので、発言の中止を命じます。

本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会いたします。なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午後4時28分 延会